

アメリカンホーム医療・損害保険株式会社

AH204-252 2023.04

Ref.363426 03-23 0.05M (D)

年間海外旅行保険特約付
普通傷害保険
家族傷害保険



アメリカンホーム保険

Member of AIG

も く じ

◎傷害保険

傷害保険普通保険約款	2頁
------------------	----

特約

後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約 (後遺障害保険金支払区分表型)	31頁
手術保険金の支払条件変更に関する特約	34頁
死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	40頁
保険料分割払特約 (一般)	40頁
年間海外旅行保険特約	42頁
重症急性呼吸器症候群に関する追加補償特約 (年間海外旅行保険特約用)	91頁

◎家族傷害保険

家族傷害保険普通保険約款	94頁
--------------------	-----

特約

後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約 (後遺障害保険金支払区分表型)	124頁
手術保険金の支払条件変更に関する特約	127頁
夫婦特約	132頁
死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	133頁
保険料分割払特約 (一般)	133頁
年間海外旅行保険特約	135頁
重症急性呼吸器症候群に関する追加補償特約 (年間海外旅行保険特約用)	188頁

傷害保険

普通保険約款・特約

傷害保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号) ② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。

用語	定義
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	<p>次のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術</p> <p>② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3）</p> <p>（注1）歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。</p> <p>（注2）手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。</p> <p>（注3）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りします。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p>
乗用具	<p>自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。</p> <p>（注）水上オートバイを含みます。</p>
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

用語	定義
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故（注）によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。

（注）以下「事故」といいます。

(2) (1) の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失

- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
- ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
- イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
- ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）運転する地における法令によるものをいいます。
- （注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注5）使用済燃料を含みます。
- （注6）原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなくとも、保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条 (保険金を支払わない場合—その2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条 (死亡保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額(注)を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(注) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

- (2) 第33条(死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第33条(死亡保険金受取人の変更)(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条 (後遺障害保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{別表2に掲げる各等級の後遺障害に}}{\text{対する保険金支払割合}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含め

て180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

- (3) 別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
- ① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表2に掲げる加重後の	既にあった後遺障害に
後遺障害に該当する等級	- 該当する等級に対する = 適用する割合
に対する保険金支払割合	保険金支払割合

第7条（入院保険金および手術保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

入院保険金日額 × 入院した日数（注） = 入院保険金の額

（注）180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6

条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。
- (4) 当社は、被保険者が事故の発生日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります（注1）。

- ① 入院中（注2）に受けた手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 10 = \text{手術保険金の額}$$

- ② ①以外の手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 5 = \text{手術保険金の額}$$

（注1）1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

（注2）第2条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第8条（通院保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数（注）} = \text{通院保険金の額}$$

（注）90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、^{じん}靭帯損傷等の傷害を被った別表3に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等（注）を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院

をしたものとみなします。

(注) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。

- (3) 当会社は、(1) および (2) の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条 (当会社の責任限度額)

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第10条 (死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の傷害によって死亡したものと推定します。

第11条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が第2条 (保険金を支払う場合) の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条 (保険金を支払う場合) の傷害が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第12条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時 (注) に始まり、末日の午後4時に終わります。
(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第13条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2) に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合 **(注)**
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) (2) の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。

第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も(1)と同様とします。
- (3) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率 **(注1)** が変更前料率 **(注2)** よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実 **(注3)** があつた後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率 **(注2)** の変更後料率 **(注1)** に対する割合により、保険金を削

減して支払います。

(注1) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) (1) または (2) の変更の事実をいいます。

- (4) (3) の規定は、当会社が、(3) の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実(注)があった時から5年を経過した場合には適用しません。

(注) (1) または (2) の変更の事実をいいます。

- (5) (3) の規定は、職業または職務の変更の事実(注)に基づかずに発生した傷害については適用しません。

(注) (1) または (2) の変更の事実をいいます。

- (6) (3) の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)が生じ、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注1) (1) または (2) の変更の事実をいいます。

(注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (7) (6) の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第22条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注)が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注) (1) または (2) の変更の事実をいいます。

第15条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第16条(保険契約の無効)

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合(注)に、その被保険者の同意を得なかったとき。

(注) 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第17条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第18条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第19条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第20条（重大事由による解除）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

- ① 被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

- (3) (1) または (2) の規定による解除が傷害(注1)の発生した後になされた場合であっても、第22条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害(注1)に対しては、当会社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) (2) の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害を言います。

(注2) (2) ②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第21条(被保険者による保険契約の解除請求)

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1) ①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1) ③アからオまでのいずれかに該当する場合
- ④ 前条(1) ④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

- (2) 保険契約者は、(1) ①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

- (3) (1) ①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

- (4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第22条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第23条(保険料の返還または請求・告知義務・職業または職務の変更に 関する通知義務等の場合)

- (1) 第13条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 職業または職務の変更の事実(注1)がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前料率(注2)と変更後料率(注3)との差に基づき、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間(注4)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注1) 第14条(職業または職務の変更に
関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注4) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、第14条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

- (3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り
ます。

- (4) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (5) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実(注1)があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 第14条(職業または職務の変更に
関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

す。

- (6) (1) および (2) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第24条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 保険契約が無効の場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第16条（保険契約の無効）①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第5条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

第25条（保険料の返還－取消しの場合）

第18条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第26条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第13条（告知義務）(2)、第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）(6)、第20条（重大事由による解除）(1) または第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(3) の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第19条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (3) 第20条（重大事由による解除）(2) の規定により、当社がこの保険契約（注）を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- （注）その被保険者に係る部分に限ります。
- (4) 第21条（被保険者による保険契約の解除請求）(2) の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

- (5) 第21条（被保険者による保険契約の解除請求）（3）の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第27条（事故の通知）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）もしくは（2）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第28条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを使用することができるものとします。
- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 入院保険金については、被保険者が被った第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 手術保険金については、被保険者が第2条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
 - ⑤ 通院保険金については、被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表5に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- （注）第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りません。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- （注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から④までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1) ①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1) または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第30条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当社は、第27条(事故の通知)の規定による通知または第28条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第31条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第32条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第33条（死亡保険金受取人の変更）

- （1）保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- （2）保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- （3）（2）の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。
- （4）（3）の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- （5）保険契約者は、（2）の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- （6）（5）の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- （7）（2）および（5）の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- （8）死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。

（注）法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

- （9）保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第34条（保険契約者の変更）

- （1）保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第35条 (保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第36条 (契約内容の登録)

- (1) 当社は、この保険契約締結の際、次の事項を協会(注)に登録します。
- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
 - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
 - ③ 死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 当会社名
 - ⑦ 被保険者同意の有無
- (注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。
- (2) 各損害保険会社は、(1) の規定により登録された被保険者について、重複保険契約の内容を調査するため、(1) の規定により登録された契約内容を協会(注)に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。
- (3) 各損害保険会社は、(2) の規定により照会した結果を、(2) に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にする以外に用いないものとします。
- (4) 協会(注) および各損害保険会社は、(1) の登録内容または(2) の規定による照会結果を、(1) の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等に当たる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。

(注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

(5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当社または協会(注)に照会することができます。

(注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第37条 (被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第38条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第39条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第4条(保険金を支払わない場合—その2)①の運動等

山岳登山(注1)、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

別表2 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの	100%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	42%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第7級	(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の 労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指 を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃 したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃 したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その 他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中 足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指に あっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものを いいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の ^{こゝろ} 睾丸を失ったもの	42%
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下に なったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指 を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指 の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	26%

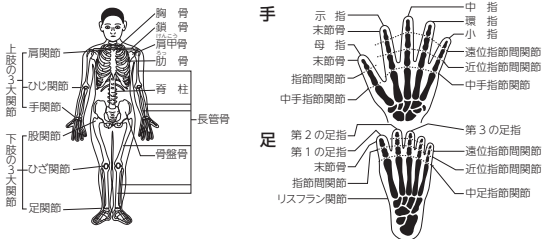
等級	後遺障害	保険金 支払割合
第9級	<ul style="list-style-type: none"> (6) しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの 	26%
第10級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3 cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 	20%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第11級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したのもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 	15%
第12級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの 	10%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第12級	(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄 ^{きく} または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴 ^{てつ} を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴 ^{てつ} を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表3 骨折、脱臼、^{じん}靱帯損傷等の傷害を被った部位

1. 長管骨または脊柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等（注）を装着した場合に限ります。
3. ^{ろつ}肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等（注）を装着した場合に限ります。
（注）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、^{ろつ}肋骨固定帯、サポーター等は含みません。

注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「^{ろつ}肋骨・胸骨」については、別表2・注2の図に示すところによります。

別表4 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

別表5 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	死亡	後遺障害	入院	手術	通院
1. 保険金請求書		○	○	○	○	○
2. 保険証券		○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書		○	○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書		○	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書		○				
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書			○	○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○		○
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書		○				
9. 被保険者の印鑑証明書			○	○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄本		○				
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）		○				
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）		○	○	○	○	○
13. その他当社が第29条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

特 約

後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約 (後遺障害保険金支払区分表型)

当社は、この特約により、普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

〔第6条（後遺障害保険金の支払）〕

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

後遺障害保険金の支払条件変更に関する

保険金額 × 特約（後遺障害保険金支払区分表型） = 後遺障害保険金の額
別表1に掲げる割合

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）別表1に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、同表に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、同表の1. (3)、(4)、2. (3)、4. (4) および5. (2) に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。
- (4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し(1)から(3)までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）別表1の7. から9. までに掲げる上肢（注1）または下肢（注2）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度とします。
- （注1）腕および手をいいます。
- （注2）脚および足をいいます。
- (5) 既に身体に障害の存在していた被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表

型) 別表2のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する同特約別表1に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、既に存在していた身体の障害がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害保険金を支払います。

加重された後の後遺障害の状態に対応する割合 $\frac{\text{既に存在していた身体の障害に対応する割合}}{\text{既に存在していた身体の障害に対応する割合}}$ = 適用する割合

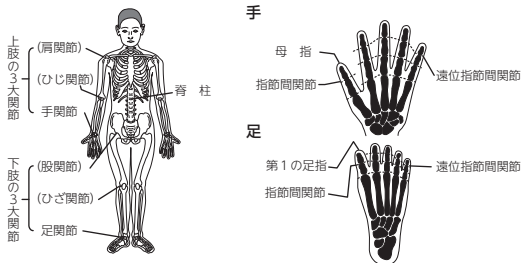
」

別表1 後遺障害保険金支払区分表

1. 眼の障害	
(1) 両眼が失明した場合	100%
(2) 1眼が失明した場合	60%
(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合	5%
(4) 1眼が視野狭窄(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。)となった場合	5%
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失った場合	80%
(2) 1耳の聴力を全く失った場合	30%
(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合	5%
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合	20%
4. 咀嚼、言語の障害	
(1) 咀嚼または言語の機能を全く廃した場合	100%
(2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残す場合	35%
(3) 咀嚼または言語の機能に障害を残す場合	15%
(4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合	5%
5. 外貌(顔面・頭部・頸部をいう。)の醜状	
(1) 外貌に著しい醜状を残す場合	15%
(2) 外貌に醜状(顔面においては直径2cmの癩痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。)を残す場合	3%
6. 脊柱の障害	
(1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合	40%
(2) 脊柱に運動障害を残す場合	30%
(3) 脊柱に変形を残す場合	15%
7. 腕(手関節以上をいう。)、脚(足関節以上をいう。)の障害	
(1) 1腕または1脚を失った場合	60%

- (2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く
 廃した場合…………… 50%
- (3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合…………… 35%
- (4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合…………… 5%
8. 手指の障害
- (1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合…………… 20%
- (2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合…………… 15%
- (3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合…………… 8%
- (4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合…………… 5%
9. 足指の障害
- (1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合…………… 10%
- (2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合…………… 8%
- (3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合…………… 5%
- (4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合…………… 3%
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合…………… 100%
- 注1 7. から9. までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分を
 いいます。

注2 関節等の説明図



別表2 加重された後の後遺障害

1. 両眼が失明した場合
2. 両耳の聴力を全く失った場合
3. 両腕（手関節以上をいう。）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節
 もしくは3関節の機能を全く廃した場合
4. 両脚（足関節以上をいう。）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節
 もしくは3関節の機能を全く廃した場合
5. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、

かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合

注1 3. および4. の規定中「手関節」および「足関節」については別表1・注2の図に示すところによります。

注2 3. および4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

手術保険金の支払条件変更に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。

第2条（手術保険金の支払条件の変更）

当会社は、この特約により、普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）（4）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

〔（4）当会社は、入院保険金が支払われる場合に、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として手術保険金の支払条件変更に関する特約別表に掲げる手術を受けたときは、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。

$$\begin{array}{l} \text{手術の種類に応じた手術保険金の} \\ \text{入院保険金日額} \times \text{支払条件変更に関する特約別表に} = \text{手術保険金の額} \\ \text{掲げる倍率（注）} \end{array}$$

（注）1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。』

第3条（手術保険金の請求権発生時期）

当会社は、この特約により、普通保険約款第28条（保険金の請求）（1）③の規定中「入院保険金」とあるのは「入院保険金および手術保険金」と読み替えて適用し、同条（1）④の規定は適用しません。

第4条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款別表5の保険金種類の規定中「入院」とあるのは「入院・手術」と読み替えて適用し、「手術」とある部分は適用しません。

第5条（入院保険金、手術保険金および通院保険金支払条件変更特約が付帯されている場合の取扱い）

当会社は、この特約が付帯された保険契約に入院保険金、手術保険金および通院保険金支払条件変更特約（フランチャイズ用）または入院保険金、手術保険金および通院保険金支払条件変更特約（エクスセス用）が付帯されている場合においては、これらいずれかの特約の規定により入院保険金が支払われるときに限り、手術保険金を支払います。

別表 対象となる手術

対 象 と な る 手 術	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く。） （1）植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術（いずれも25cm ² 未満は除く。）	20
（2） ^{はん} 癬痕拘縮形成術、 ^ひ 顔面神経麻痺形成手術、 ^ひ 動脈皮弁術、 ^ひ 筋皮弁術、 ^ひ 遊離皮弁術、 ^ひ 複合組織移植術、 ^ひ 自家遊離複合組織移植術	20
2. 手指、足指を含む筋、 ^{けん} 腱、 ^{けんしやう} 腱鞘の手術（ ^ひ 筋炎手術および ^ひ 抜釘術を除く。） （1）筋、 ^{けん} 腱、 ^{けんしやう} 腱鞘の ^{けん} 観血手術（いずれも ^ひ 関節鏡下によるものを含む。）	10
3. 手指、足指を含む四肢 ^{しん} 関節、 ^{しん} 靭帯の手術（ ^ひ 抜釘術を除く。） （1）四肢 ^{しん} 関節 ^{しん} 観血手術、 ^{しん} 靭帯 ^{しん} 観血手術（いずれも ^ひ 関節鏡下によるものを含む。）	10
（2）人工 ^{しん} 骨頭挿入術、人工 ^{しん} 関節置換術	10
4. 手指、足指を含む四肢 ^ひ 骨の手術（ ^ひ 抜釘術を除く。） （1）四肢 ^ひ 骨 ^ひ 観血手術	10
（2） ^ひ 骨移植術（四肢骨以外の骨を含む。）	20
5. 手指、足指を含む四肢 ^ひ 切断、 ^ひ 離断、 ^ひ 再接合の手術（ ^ひ 抜釘術を除く。） （1）四肢 ^ひ 切断術、 ^ひ 離断術（骨、 ^ひ 関節の ^ひ 離断に伴うもの）	20
（2） ^ひ 切断四肢 ^ひ 再接合術（骨、 ^ひ 関節の ^ひ 離断に伴うもの）	20
6. 指移植の手術 （1）指移植手術	40
7. ^{けんこう} 鎖骨、 ^{ろっ} 肩甲骨、 ^{ろっ} 肋骨、 ^{ろっ} 胸骨 ^ひ 観血手術（ ^ひ 抜釘術を除く。）	10

対象となる手術	倍率
8. 脊柱、骨盤の手術（頸椎 ^{けい} 、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術 ^{ぼつてい} は除く。） （1）脊柱・骨盤観血手術（脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む。）	20
9. 頭蓋、脳の手術（抜釘術 ^{ぼつてい} を除く。） （1）頭蓋骨観血手術（鼻骨および鼻中隔を除く。）	20
（2）頭蓋内観血手術（穿頭術 ^{せん} を含む。）	40
10. 脊髄、神経の手術 （1）手指、足指を含む神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術）	20
（2）脊髄硬膜内外観血手術	40
11. 涙嚢 ^{のう} 、涙管の手術 （1）涙嚢摘出術 ^{のう}	10
（2）涙嚢鼻腔吻合術 ^{のう くうふん}	10
（3）涙小管形成術	10
12. 眼瞼 ^{けん} 、結膜 ^か 、眼窩 ^{ぼつてい} 、涙腺の手術（抜釘術 ^{ぼつてい} を除く。） （1）眼瞼下垂症手術 ^{けん}	10
（2）結膜嚢形成術 ^{のう}	10
（3）眼窩 ^か ブローアウト（吹抜け）骨折手術	20
（4）眼窩 ^か 骨折観血手術	20
（5）眼窩 ^か 内異物除去術	10
13. 眼球・眼筋の手術 （1）眼球内異物摘出術	20
（2）レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10
（3）眼球摘出術	40
（4）眼球摘除および組織または義眼台充填術	40

対 象 と な る 手 術	倍率
(5) 眼筋移植術	20
14. 角膜・強膜の手術	
(1) 角膜移植術	20
(2) 強角膜瘻孔閉鎖術	10
(3) 強膜移植術	20
15. ぶどう膜、眼房の手術	
(1) 観血的前房・虹彩異物除去術	10
(2) 虹彩癒着剥離術、瞳孔形成術	10
(3) 虹彩離断術	10
(4) 緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は13.（2）に該当する。）	20
16. 網膜の手術	
(1) 網膜復位術（網膜剥離症手術）	20
(2) 網膜光凝固術	20
(3) 網膜冷凍凝固術	20
17. 水晶体、硝子体の手術	
(1) 白内障・水晶体観血手術	20
(2) 硝子体観血手術（茎頭顕鏡下によるものを含む。）	20
(3) 硝子体異物除去術	20
18. 外耳、中耳、内耳の手術	
(1) 耳後瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	10
(2) 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
(3) 乳突洞開放術、乳突削開術	10
(4) 中耳根本手術	20
(5) 内耳観血手術	20

対 象 と な る 手 術	倍率
19. 鼻・副鼻腔 ^{くう} の手術 ^{ばってい} （抜釘術を除く。） （1）鼻骨 ^{くう} 靦血手術	10
（2）副鼻腔 ^{くう} 靦血手術	20
20. 咽頭 ^{へんとう} 、扁桃、喉頭、気管の手術 （1）気管異物除去術（開胸術によるもの）	40
（2）喉頭形成術、気管形成術	40
21. 内分泌器の手術 （1）甲状腺、副甲状腺の手術	20
22. 顔面骨、顎関節 ^{ばってい} の手術（抜釘術を除く。） （1）頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節靦血手術（顎関節鏡下によるもの を含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。）	20
23. 胸部、食道、横隔膜の手術 （1）胸郭形成術	20
（2）開胸術を伴う胸部手術（胸腔鏡下によるものを含み、胸壁 ^{のう} 膿瘍切 開術を除く。）、食道手術（開胸術を伴わない ^{けい} 頸部手術によるもの を含む。）、横隔膜手術	40
（3）胸腔 ^{くう} ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
24. 心、脈管の手術 （1）靦血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。）	20
（2）大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴う もの）	40
（3）開心術	40
（4）その他開胸術を伴うもの	40
25. 腹部の手術 （1）開腹術を伴うもの（腹腔鏡下によるものを含み、腹壁 ^{のう} 膿瘍切開術 を除く。）	40
（2）腹腔 ^{くう} ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10

対象となる手術	倍率
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術	
(1) 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(2) 尿道狭窄観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除く。）	20
(3) 尿瘻観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
(4) 陰茎切断術	40
(5) 睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶術および経膈操作を除く。）	20
(7) 膈腸瘻閉鎖術	20
(8) 造膈術	20
(9) 膈壁形成術	20
(10) 副腎摘出術	40
(11) その他開腹術を伴うもの	40
27. 上記以外の手術	
(1) 上記以外の開頭術	40
(2) 上記以外の開胸術（胸壁膿瘍切開術を除く。）	40
(3) 上記以外の開腹術（腹壁膿瘍切開術および膀胱内凝血除去術を除く。）	40
(4) 上記以外の開心術	40
(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術（検査および処置は除く。）	10

死亡保険金および後遺障害保険金のための支払特約

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払うものとします。

保険料分割払特約（一般）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券（注）記載の保険料の払込期日をいいます。 （注）これに代わる書面を含みます。
分割保険料	保険証券（注）記載の分割保険料の金額をいいます。 （注）これに代わる書面を含みます。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を分割保険料および保険証券記載の回数に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日に払い込まなければなりません。

第4条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当社は、前条の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（分割保険料不払の場合の免責）

保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（追加保険料の払込み）

- （1）当社が第9条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- （2）保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支

払いません。ただし、普通保険約款第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）に規定する追加保険料の領収前に生じた事故による傷害に対しては、同条（5）を、同条（6）に規定する追加保険料の領収前に生じた事故による傷害に対しては同条（7）をそれぞれ適用して保険金を支払います。

第7条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、当社が死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第8条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

（1）当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。

① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（注）において、次回払込期日（注）に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

（注）払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなかった場合の、その翌月の払込期日をいいます。

（2）（1）の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

① （1）①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日

② （1）②による解除の場合は、次回払込期日（注）

（注）払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなかった場合の、その翌月の払込期日をいいます。

（3）（1）の規定により当社が保険契約を解除した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

第9条（保険料の返還または請求）

（1）普通保険約款の規定により、保険料を返還すべき事由が生じた場合には、普通保険約款の規定にかかわらず、当社は月割により返還保険料を計算し、以降到来する分割保険料を減額することによって返還保険料を返還します。ただし、当社はその全額を一時に返還することがあります。

（2）普通保険約款の規定により、保険料を請求すべき事由が生じた場合には、普通保険約款の規定にかかわらず、当社は月割により請求保険料を計算し、その全額を一時に請求します。ただし、当社は以降到来する分割保険料を増額することによって請求保険料を請求することがあります。

年間海外旅行保険特約

第1章 疾病死亡危険補償条項

第1条（用語の定義）

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
疾病	被保険者が被った傷害以外の身体障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を含みません。
疾病死亡保険金額	保険証券記載の疾病死亡保険金額をいいます。
責任期間	第7章基本条項第2条（保険責任の始期および終期）に規定する責任期間をいいます。
保険金	疾病死亡保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が海外旅行の目的をもって責任期間中に疾病によって死亡し、その死亡が次のいずれかに該当した場合は、この補償条項、第7章基本条項および普通保険約款の規定に従い疾病死亡保険金額の全額を保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- ① 責任期間中に死亡した場合
 - ② 次の疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限り、
 - ア. 責任期間中に発病した疾病
 - イ. 責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただし、その原因が責任期間開始前または責任期間終了後に発生したものを除きます。
 - ③ 責任期間中に感染した別表1に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合
- (2) 普通保険約款第33条（死亡保険金受取人の変更）（1）または（2）の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 普通保険約款第33条（死亡保険金受取人の変更）（8）の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (4) (1) ②の発病の認定は、被保険者以外の医師の診断によります。
- (5) (1) の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当する疾病によ

る死亡に対しては、保険金を支払いません。

- ① 当社が普通保険約款、第2章治療費用補償条項または第3章傷害死亡・後遺障害追加払い補償条項により保険金を支払うべき傷害に起因する疾病
- ② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
- ③ 歯科疾病

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた疾病死亡に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者に対する刑の執行
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ⑥ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ ⑤および⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が山岳登山（注）を行っている間に発病した高山病による死亡に対しては、保険金を支払いません。

（注）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

第5条（保険金の請求）

- （1）この補償条項にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者

が死亡した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

- (2) 保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 死亡保険金受取人（注1）の印鑑証明書
- ② 死亡診断書または死体検案書
- ③ 被保険者の戸籍謄本
- ④ 死亡保険金受取人の指定のない場合は、法定相続人の戸籍謄本
- ⑤ 死亡の原因となった疾病が責任期間中または責任期間終了後48時間以内に発病したことおよびその疾病について、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことを証明する医師の診断書（注2）
- ⑥ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注3）

（注1）死亡保険金受取人の指定のない場合は、被保険者の法定相続人となります。

（注2）第2条（保険金を支払う場合）（1）②に該当した場合をいいます。

（注3）保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

- (3) 保険金を受け取るべき者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金を受け取るべき者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、その保険金を受け取るべき者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 保険金を受け取るべき者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、保険金を受け取るべき者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による保険金を受け取るべき者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、疾病死亡の内容または疾病の程度等に応じ、保険契約者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条 (時効)

保険金請求権は、前条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第7条 (普通保険約款の適用除外)

この補償条項において、普通保険約款第1条(用語の定義)の規定中「保険金」の定義、第3条(保険金を支払わない場合—その1)、第4条(保険金を支払わない場合—その2)、第14条(職業または職務の変更に関する通知義務)、第23条(保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)および(5)、第28条(保険金の請求)ならびに第31条(時効)の規定は適用しません。

第8条 (普通保険約款の読み替え)

この補償条項において、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第11条(他の身体の障害または疾病の影響)(1)の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った」とあるのは「年間海外旅行保険特約第1章疾病死亡危険補償条項第2条(保険金を支払う場合)の疾病の発病の」、「同条の傷害を被った」とあるのは「同条の疾病の発病の」、「原因となった事故」とあるのは「疾病」、「傷害が重大となった場合」とあるのは「疾病が重大となった場合」、同条(2)の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合」とあるのは「同補償条項第2条の疾病が重大となった場合」
- ② 第12条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「事故による傷害」とあるのは「疾病死亡」
- ③ 第13条(告知義務)(3)③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「疾病死亡前に」、同条(4)および(5)の規定中「傷害」とあるのは「疾病死亡」
- ④ 第20条(重大事由による解除)(1)の規定中「傷害」とあるのは「疾病死亡」
- ⑤ 第20条(重大事由による解除)(2)の規定中「被保険者に生じた傷害」とあるのは「被保険者の疾病死亡」
- ⑥ 第20条(重大事由による解除)(3)の規定中「傷害(注1)の発生した後に」とあるのは「疾病死亡(注1)の後に」、「解除がなされた時までに発生した傷害」とあるのは「解除がなされた時までの疾病死亡」、「その被保険者に生じた傷害」とあるのは「その被保険者の疾病死亡」
- ⑦ 第23条(保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(7)の規定中「に生じた事故による傷害」と

- あるのは「の疾病死亡」
- ⑧ 第27条（事故の通知）（1）の規定中「被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は」とあるのは「被保険者が疾病によって死亡した場合は」、「その原因となった事故の発生の日から」とあるのは「疾病によって死亡した日から」、「事故発生の状況および傷害の程度」とあるのは「発病の状況および経過」
- ⑨ 第29条（保険金の支払時期）の規定中「前条（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「年間海外旅行保険特約第1章疾病死亡危険補償条項第5条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続」、同条（1）①の規定中「傷害発生」とあるのは「疾病死亡」、「事故」とあるのは「疾病」、「事故発生」とあるのは「疾病」、および同条（1）③の規定中「傷害の程度」とあるのは「疾病の経過」、「事故と傷害との関係」とあるのは「疾病と死亡との関係」
- ⑩ 第30条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）の規定中「傷害の程度」とあるのは「疾病死亡」、「第28条（保険金の請求）」とあるのは「年間海外旅行保険特約第1章疾病死亡危険補償条項第5条（保険金の請求）」
- ⑪ 第32条（代位）の規定中「傷害」とあるのは「疾病死亡」

第2章 治療費用補償条項

第1条（用語の定義）

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
公的医療保険制度	次の①から⑦までのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
疾病	被保険者が被った傷害以外の身体障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を含みません。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

用語	定義
宿泊施設	ホテル、旅館、民宿、ペンション等の宿泊することができる施設をいいます。
責任期間	第7章基本条項第2条（保険責任の始期および終期）に規定する責任期間をいいます。
治療費用保険金額	保険証券記載の治療費用保険金額をいいます。
保険金	治療費用保険金をいいます。
労働者災害補償制度	次の①から⑤までのいずれかの法律に基づく労働者災害補償制度をいいます。 ① 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号） ② 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号） ③ 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号） ④ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号） ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が責任期間中に次のいずれかに該当した場合は、(2)に掲げる金額を、この補償条項、第7章基本条項および普通保険約款の規定に従い、保険金として被保険者に支払います。ただし、次の①の場合には、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に要した費用に、②または③の場合には治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。

- ① 責任期間中に普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、治療（注）を要した場合
- ② 次の疾病のいずれかを直接の原因として責任期間終了後48時間を経過するまでに治療（注）を開始した場合
 - ア. 責任期間中に発病した疾病
 - イ. 責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただし、その原因が責任期間開始前または責任期間終了後に発生したものを除きます。
- ③ 責任期間中に感染した別表1に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに治療（注）を開始した場合

（注）義手および義足の修理を含みます。

(2) (1) にいう「(2)に掲げる金額」とは、次に掲げる金額をいいます。

- ① 次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額

- ア. 医師の診察費、処置費および手術費
 - イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
 - ウ. 義手および義足の修理費（注1）
 - エ. X線検査費、諸検査費および手術室費
 - オ. 職業看護師（注2）費
 - カ. 病院または診療所へ入院（注3）した場合の入院費
 - キ. 入院（注3）による治療を要する場合において、病院もしくは、診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、ホテル（注4）の室内で治療を受けたとき（注5）のホテル（注4）客室料
 - ク. 入院（注3）による治療は要しない場合において、治療を受け、被保険者以外の医師の指示によりホテル（注4）で静養するときのホテル（注4）客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から除きます。
 - ケ. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費
 - コ. 入院（注3）または通院（注6）のための交通費
 - サ. 入院（注3）中の病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまたはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費（注7）。ただし、日本国内（注8）の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から除きます。
 - シ. 治療のために必要な通訳雇入費
- ② 被保険者の入院（注3）により必要となった次に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、1事故に基づく傷害または1疾病（注9）について20万円を限度とします。
- ア. 国際電話料等通信費
 - イ. 入院（注3）に必要な身の回り品購入費（注10）
- ③ 被保険者が治療のため入院（注3）し、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるいずれかの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から除きます。
- ア. 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費
 - イ. 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費
- （注1）ただし、（1）②および③の場合を除きます。
- （注2）日本国外において医師が付添を必要と認めた場合の付添者を含みます。
- （注3）治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(注4) ホテル等の宿泊施設をいいます。居住施設を除きます。

(注5) 医師の指示によりホテルで静養する場合を含みます。

(注6) 治療が必要な場合において、病院または、診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。

(注7) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。

(注8) 被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地をいいます。

(注9) 合併症および続発症を含みます。

(注10) 5万円を限度とします。

(3) (1) ②および③の発病の認定は、被保険者以外の医師の診断によります。

(4) (1) の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当する疾病の治療に要した費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 当社が(1) ①により保険金を支払うべき傷害に起因する疾病
- ② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
- ③ 歯科疾病

(5) (1) の保険金の支払は、1事故に基づく傷害または1疾病(注)について治療費用保険金額をもって限度とします。ただし、(1) ①の傷害と②または③の疾病が同一の責任期間中発生し、これらに因果関係がない場合には、1事故に基づく傷害または1疾病(注)のそれぞれについて治療費用保険金額を限度とします。

(注) 合併症および続発症を含みます。

(6) (1) の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が(1) の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合

(1) の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(7) (1) の規定にかかわらず、被保険者が当会社と提携する機関から(2)

①または③に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への保険金の支払を当会社に求めたときは、当社は、被保険者がその費用を支出したものとみなして(1) から(6) までの規定により算出した保険金をその機関に支払います。

(8) 次のいずれかの給付等がある場合はその額は、被保険者が現実に支出した額に含まれません。

- ① 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により被保険者に対して行われる治療に関する給付(注1)
- ② 被保険者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金

- ③ 被保険者が被った損害を補償するために行われたその他の給付（注2）
（注1）公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」）を含みます。

（注2）他の保険契約等により支払われた保険金を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- （1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害または発病した疾病に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
 - ⑦ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑧ ⑥および⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）運転する地における法令によるものをいいます。
- （注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注5）使用済燃料を含みます。
- （注6）原子核分裂生成物を含みます。
- （2）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、

保険金を支払いません。

- ① 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ② 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ③ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

- (3) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

- (2) 当会社は、被保険者が山岳登山（注）を行っている間に発病した高山病に対しては、保険金を支払いません。

（注）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

第5条（傷害発生または疾病の発病の通知）

- (1) 被保険者が傷害を被りまたは疾病を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、傷害を被りまたは疾病を発病した日からその日を含めて30日以内に傷害発生または疾病の発病の状況および傷害または疾病の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機

または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条 (保険金の請求)

- (1) この補償条項にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

- ① 第2条(保険金を支払う場合)①の保険金については、被保険者が費用を負担した時または傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ② 同条②および③の保険金については、被保険者が費用を負担した時または治療を開始した日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

- (2) 被保険者が次のいずれかに該当した場合で、被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合(注1)は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 第2条(保険金を支払う場合)(1)①による場合
- ア. 保険金請求書
 - イ. 保険証券
 - ウ. 当会社の定める傷害または疾病状況報告書
 - エ. 公の機関(注2)の事故証明書
 - オ. 傷害または疾病の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
 - カ. 第2条(2)①から③までの費用の支払を証明する領収書または当会社と提携する機関からのその費用の請求書
 - キ. 被保険者の印鑑証明書
 - ク. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注3)
 - ケ. その他当会社が次条(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- ② 第2条(1)②または③による場合
- ア. 責任期間中または責任期間終了後48時間以内に発病し、かつ、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始したことおよび疾病の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書。
 - イ. 第2条(2)①から③までの費用の支払を証明する領収書または当会

社と提携する機関からのその費用の請求書

ウ. 被保険者の印鑑証明書

エ. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 (注3)

オ. その他当会社が次条(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 第2条(7)の規定により被保険者が当会社と提携する機関への保険金の支払を当会社に求める場合を含みます。

(注2) やむを得ない場合には、第三者とします。

(注3) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

(3) (2)の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容(注)の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。

(注) 既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、当会社は、これによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 普通保険約款第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(6) (5)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(7) 当会社は、事故の内容または傷害もしくは疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(7)の規定に違反した場合または(2)、(3)、(5)もしくは(7)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用の発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、第2条(1)の費用の額、事故と費用の額との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から⑤までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①から⑤までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的

な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第8条 (時効)

保険金請求権は、第6条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第9条 (代位)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)①から③までの費用が生じたことにより被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が費用の全額を保険金として支払った場合

被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)もしくは(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(4) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条 (普通保険約款の適用除外)

この補償条項において、普通保険約款第1条(用語の定義)の規定中「保険金」の定義、第3条(保険金を支払わない場合—その1)、第4条(保険金を

支払わない場合—その2)、第27条（事故の通知）、第28条（保険金の請求）、第29条（保険金の支払時期）、第31条（時効）および第32条（代位）の規定は適用しません。

第11条（普通保険約款の読み替え）

この補償条項において、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第11条（他の身体の障害または疾病の影響）（1）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った」とあるのは「年間海外旅行保険特約第2章治療費用補償条項第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったまたは疾病の発病の」、「同条の傷害を被った」とあるのは「同条の傷害を被ったまたは疾病の発病の」、「事故」とあるのは「事故等」、「傷害が重大となった場合」とあるのは「傷害または疾病が重大となった場合」、同条（2）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合」とあるのは「年間海外旅行保険特約第2章治療費用補償条項第2条（保険金を支払う場合）の傷害または疾病が重大となった場合」
- ② 第12条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「生じた事故による傷害または発病した疾病」
- ③ 第13条（告知義務）（3）③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「年間海外旅行保険特約第2章治療費用補償条項第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前または疾病の発病前に」、同条（4）の規定中「傷害の発生した」とあるのは「傷害の発生したまたは疾病の発病」、同条（5）の規定中「発生した傷害」とあるのは「発生した傷害または発病した疾病」
- ④ 第20条（重大事由による解除）（1）の規定中「傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと」とあるのは「傷害を生じさせ、もしくは生じさせようとしたこと、または疾病を発病させ、もしくは発病させようとしたこと」
- ⑤ 第20条（重大事由による解除）（2）の規定中「被保険者に生じた傷害」とあるのは「被保険者に生じた傷害または被保険者が発病した疾病」
- ⑥ 第20条（重大事由による解除）（3）の規定中「傷害（注1）の発生」とあるのは「傷害（注1）の発生または疾病（注1）の発病」、「発生した傷害（注1）」とあるのは「発生した傷害（注1）または発病した疾病（注1）」、「被保険者に生じた傷害」とあるのは「被保険者に生じた傷害またはその被保険者が発病した疾病」
- ⑦ 第23条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に
関する通知義務等の場合）（5）および（7）の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「生じた事故による傷害または発病した疾病」
- ⑧ 第30条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）の規定中「第27条（事故の通知）」とあるのは「年間海外旅行保険特約第2章治療費用補償条項第5条（傷害発生または疾病の発病の通知）」、「第28条（保険金の請求）」とあるのは「同補償条項第6条（保険金の請求）」

第3章 傷害死亡・後遺障害追加払い補償条項

第1条 (用語の定義)

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
責任期間	第7章基本条項第2条（保険責任の始期および終期）に規定する責任期間をいいます。
追加保険金額	保険証券記載の追加死亡・後遺障害保険金額をいいます。
保険金	追加死亡保険金または追加後遺障害保険金をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者の責任期間中における普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害に対して、この補償条項、第7章基本条項および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が追加死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）

- ⑩ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑪ ⑨および⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1） 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2） 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3） 運転する地における法令によるものをいいます。
- （注4） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注5） 使用済燃料を含みます。
- （注6） 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注） いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間
- ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
- イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
- ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条（追加死亡保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、追加保険金額の全額（注）を追加死亡保険金として死亡保険金受

取人に支払います。

(注) 既に支払った追加後遺障害保険金がある場合は、追加保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

- (2) 普通保険約款第33条（死亡保険金受取人の変更）（1）または（2）の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により追加死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 普通保険約款第33条（死亡保険金受取人の変更）（8）の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により追加死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条（追加後遺障害保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者がこの補償条項第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を追加後遺障害保険金として被保険者に支払います。

追加保険金額 × 別表2に掲げる割合 = 追加後遺障害保険金の額

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を追加後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表2に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表2に掲げる区分に準じ、追加後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、別表2の1. (3)、(4)、2. (3)、4. (4)および5. (2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、追加後遺障害保険金を支払いません。
- (4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し(1)から(3)までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表2の7. から9. までに掲げる上肢(注1)または下肢(注2)の後遺障害に対しては、1肢ごとの追加後遺障害保険金は追加保険金額の60%をもって限度とします。

(注1) 腕および手をいいます。
(注2) 脚および足をいいます。
- (5) 既に身体に障害のあった被保険者がこの補償条項第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表3のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表2に掲げる割合を適用して、追加後遺障害保険金を支払います。ただし、既存障害(注)がこの特約に基づく追加後遺障害保険金の支払

を受けたものである場合は、次の割合により追加後遺障害保険金を支払いません。

加重された後の後遺障害の 既存障害（注）
状態に対応する割合 に対応する割合 = 適用する割合

（注）既にあった身体の障害をいいます。

- （6）当会社が（1）から（5）までの規定に基づいて支払うべき追加後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、追加保険金額をもって限度とします。

第7条（保険金の請求）

- （1）この補償条項にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

- ① 追加死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- ② 追加後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

- （2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款別表5に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

- （3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- （4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

- （5）当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条 (時効)

保険金請求権は、前条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第9条 (普通保険約款の適用除外)

この補償条項において、普通保険約款第1条(用語の定義)の規定中「保険金」の定義、第3条(保険金を支払わない場合—その1)、第4条(保険金を支払わない場合—その2)、第28条(保険金の請求)および第31条(時効)の規定は適用しません。

第10条 (普通保険約款の読み替え)

この補償条項において、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第29条(保険金の支払時期)の規定中「前条(2)および(3)」とあるのは、「年間海外旅行保険特約第3章傷害死亡・後遺障害追加払い補償条項第7条(保険金の請求)(2)および(3)」
- ② 第30条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)(1)の規定中「第28条(保険金の請求)」とあるのは、「年間海外旅行保険特約第3章傷害死亡・後遺障害追加払い補償条項第7条(保険金の請求)」

第4章 個人賠償責任補償条項

第1条 (用語の定義)

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物の破損	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
宿泊施設	ホテル、旅館、民宿、ペンション等の宿泊することができる施設をいいます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
責任期間	第7章基本条項第2条(保険責任の始期および終期)に規定する責任期間をいいます。
保険金	賠償責任保険金をいいます。

用語	定義
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が責任期間中に生じた偶然な事故（注）により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この補償条項、第7章基本条項および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

（注）以下この補償条項において「事故」といいます。

第3条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次のいずれかに該当するものに限ります。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
- ② 前条の事故が発生した場合において、被保険者が第7条（事故の発生）（1）②に規定する第三者に対する求償権の保全もしくは行使またはその他の損害を防止もしくは軽減するために要した必要または有益な費用
- ③ ②の損害を防止もしくは軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用
- ④ 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ⑤ 第8条（当会社による解決）（1）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ ②および③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区

において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第5条 (保険金を支払わない場合—その2)

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② もっぱら被保険者の職務に用いられる動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者である場合には、保険金を支払います。
 - ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者と同居する親族 (注1) および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次に掲げる損害については、保険金を支払います。
 - ア. ホテル等の宿泊施設の客室 (注2) に与えた損害
 - イ. 住宅等の居住施設内の部屋 (注3) に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。
 - ウ. 賃貸業者から保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害
 - ⑧ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑩ 航空機 (注4)、船舶 (注5)、車両 (注6)、銃器 (注7) の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (注1) 旅行のために一時的に別居する親族を含みます。
- (注2) 客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。
- (注3) 部屋内の動産を含みます。
- (注4) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注5) 原動力がもっぱら人力であるもの、ヨットおよび水上オートバイを除きます。
- (注6) 原動力がもっぱら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。

(注7) 空気銃を除きます。

第6条 (保険金の支払額)

当社が支払うべき保険金の額は、次のそれぞれの金額の合計額とします。

- ① 1回の事故につき、損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故につき、保険金額を支払の限度とします。
- ② 第3条(支払保険金の範囲)②から⑤までの費用については、その全額。ただし、同条④の費用は、1回の事故につき、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{第3条④の費用の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{第3条①の損害賠償金の額}} = \text{第3条④の費用の支払額}$$

第7条 (事故の発生)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)の事故により他人の身体の障害または財物の破損が発生したことを知った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は次に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その住所、氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他損害を防止または軽減するために必要な一切の手段を講ずること。
 - ③ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。
 - ④ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合は、ただちに書面により当社に通知すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なく
 - (1)①から④までに規定する義務に違反した場合は、当社は、(1)①および④のときはそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。また、(1)②のときは防止または軽減することができたと認められる損害額を、(1)③のときは損害賠償責任がないと認められる部分を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。

第8条 (当社による解決)

- (1) 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被

保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

- (2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による協力に応じない場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条 (保険金の請求)

- (1) この補償条項にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。

① 第3条(支払保険金の範囲)①の損害賠償金については、損害賠償金の額が確定した時

② 同条②から⑤までの費用については、被保険者が費用を負担した時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 当会社の定める事故状況報告書

② 示談書その他これに代わるべき書類

③ 損害を証明する書類

④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注)

⑤ その他当会社が次条(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

- (3) (2)の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容(注)の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。

(注) 既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。

- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、当会社は、これによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または

②以外の3親等内の親族

(注) 普通保険約款第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りません。

- (6) (5)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (7) 当社は、事故の内容または損害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(7)の規定に違反した場合または(2)、(3)、(5)もしくは(7)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条(保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害の発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、第2条(1)の損害の額、事故と損害の額との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1) ①から⑤までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 (注3) 180日
 - ② (1) ①から⑤までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1) または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第11条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条(支払保険金の範囲)の損害賠償金および費用の合計額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合

第3条の損害賠償金および費用の合計額(注)から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第12条 (時効)

保険金請求権は、第9条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第13条 (代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)もしくは(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。
- (4) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条 (先取特権)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
- (注) 第3条(支払保険金の範囲)の費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合(注1)
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合(注2)
- (注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。
- (注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③

の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2) ①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第3条(支払保険金の範囲)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第15条(損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険証券記載の保険金額が、前条(2) ②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第3条(支払保険金の範囲)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第16条(普通保険約款の適用除外)

この補償条項において、普通保険約款第1条(用語の定義)の規定中「保険金」の定義、第3条(保険金を支払わない場合—その1)、第4条(保険金を支払わない場合—その2)、第27条(事故の通知)、第28条(保険金の請求)、第29条(保険金の支払時期)、第31条(時効)および第32条(代位)の規定は適用しません。

第17条(普通保険約款の読み替え)

この補償条項において、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第12条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「傷害に対しては」とあるのは「損害に対しては」
- ② 第13条(告知義務)(3) ③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「年間海外旅行保険特約第4章個人賠償責任補償条項第2条(保険金を支払う場合)の事故が発生する前に」
- ③ 第13条(告知義務)(4)および(5)の規定中「傷害」とあるのは「年間海外旅行保険特約第4章個人賠償責任補償条項第2条(保険金を支払う場合)の事故」
- ④ 第20条(重大事由による解除)(1)および(2)の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ⑤ 第23条(保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(5)および(7)の規定中「傷害」とあるのは「損害」

第18条(重大事由解除に関する特則)

当会社は、普通保険約款第20条(3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

- 〔(3) (1) または (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第22条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用を、この補償条項、第7章基本条項および普通保険約款の規定に従い、保険金としてその費用の負担者に支払います。
- ① 被保険者が死亡した場合で、かつ、次のいずれかに該当した場合。
- ア. 責任期間中に被った普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。
- イ. 疾病（注1）または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡した場合。
- ウ. 責任期間中に発病した疾病（注1）を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限りです。
- エ. 責任期間中被保険者が自殺行為を行った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。
- ② 被保険者が入院した場合で、次のいずれかに該当した場合。
- ア. 責任期間中に被った普通保険約款第2条の傷害を直接の原因として継続して7日以上入院した場合。
- イ. 責任期間中に発病した疾病（注1）（注2）を直接の原因として継続して7日以上入院した場合。ただし、責任期間中に治療を開始していた場合に限りです。
- ③ 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機（注3）もしくは船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または被保険者が山岳登山（注4）中に遭難した場合
- ④ 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
- （注1）妊娠、出産、早産および流産を含みません。
- （注2）妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。
- （注3）グライダーおよび飛行船を除きます。
- （注4）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- (2) (1) ①または②における発病の認定は、被保険者以外の医師の診断によります。
- (3) (1) ③の山岳登山（注）中の被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が下山予定期日後48時間を経過しても下山しなかった場合は、

保険契約者または被保険者の親族もしくはこれらに代わる者が次のいずれかに該当するものに対して、被保険者の捜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。

- ① 警察署その他の公的機関
- ② サルベージ会社または航空会社
- ③ 遭難救助隊

(注) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

- (4) (1)の規定にかかわらず、保険契約者等(注)が当会社と提携する機関から次条①から⑥までに掲げる費用の請求を受けた場合において、保険契約者等(注)がその機関への保険金の支払を当会社に求めた場合は、当会社は、保険契約者等(注)がその費用を(1)の費用として負担したものとみなして保険金をその機関に支払います。

(注) 保険契約者、被保険者または被保険者の親族をいいます。

第3条(費用の範囲)

前条(1)の費用とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 捜索救助費用

遭難した被保険者を捜索(注1)する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。

- ② 航空運賃等交通費

救援者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃をいい、救援者3名分を限度とします。ただし、前条(1)④の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(注1)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

- ③ ホテル客室料

現地および現地までの行程における救援者のホテル等の宿泊施設(注2)の客室料をいい、救援者3名分を限度とし、かつ、救援者1名につき14日分を限度とします。ただし、前条(1)④の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(注1)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます

- ④ 移送費用

死亡した被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所もしくはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費(注3)をいいます。ただし、次に掲げる費用はこの費用の額から除きます。

ア. 被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃

イ. 第2章治療費用補償条項第2条(保険金を支払う場合)(2)①もし

くは③により支払われるべき費用

⑤ 遺体処理費用

死亡した被保険者の遺体の処理費用をいい、100万円を限度とします。

⑥ 諸雑費

救援者の渡航手続費（注4）および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、国際電話料等通信費等をいい、20万円を限度とします。ただし、第2章治療費用補償条項第2条（2）②により払われるべき費用については除きます。

（注1） 搜索、救助または移送をいいます。

（注2） 居住施設を除きます。

（注3） 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。

（注4） 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって第2条（保険金を支払う場合）（1）①から④までのいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失。ただし、被保険者が第2条（1）①エに該当した場合には、保険金を支払います。
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、被保険者が第2条（1）①エに該当した場合には、保険金を支払います。
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間ただし、責任期間中において、被保険者が法令に定められた運転資格（注2）を持たないで、または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間に第2条（1）①アに該当した場合には、保険金を支払います。
- ⑤ 被保険者に対する刑の執行
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された

物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑧ ⑥および⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、被保険者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第2条(保険金を支払う場合)(1)②に該当したことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条(保険金を支払わない場合—その2)

当社は、被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間にこの補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)②から④のいずれかに該当したことにより費用が発生した場合には、保険金を支払いません。

第6条(保険金の支払)

当社は、第3条(費用の範囲)の費用のうち、社会通念上妥当な部分についてのみ保険金を支払います。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。

第7条(当社の責任限度額)

当社がこの保険契約に基づいて支払うべき保険金の額は保険期間を通じ、救済者費用等保険金額をもって限度とします。

第8条(事故の通知)

(1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①から④までのいずれかに該当した場合には、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、同条(1)①から④までのいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

① 第2条(1)①または②の場合は、事故発生の状況および傷害の程度または疾病の発病の状況および経過

- ② 同条（１）③または④の場合は、行方不明もしくは遭難または事故発生
の状況
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく
（１）①および②に規定する義務に違反した場合、またはその通知もしくは
説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なること
を告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引
いて保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

- (1) この補償条項にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約
者、被保険者または被保険者の親族が費用を負担した時から発生し、これを
行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場
合（注1）は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当
会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（１）①から④までのいづれ
かに該当したことを証明する書類
- ② 保険金の支払を受けようとする第3条（費用の範囲）①から⑥までに掲
げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証
明する書類または当会社と提携する機関からのその費用の請求書
- ③ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明
書（注2）
- ④ その他当会社が次条（１）に定める必要な確認を行うために欠くこと
のできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面
等において定めたもの
- （注1）第2条（４）の規定により保険契約者、被保険者または被保険者の
親族が当会社と提携する機関への保険金の支払を当会社に求める場合
を含みます。
- （注2）保険金の請求を第三者に委任する場合とします。
- (3) (2) の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取る
べき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容（注）の確認に
ついて、書面をもって事実を告げなければなりません。
- （注）既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含
みます。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がな
く（3）の規定に違反した場合は、当会社は、これによって当会社が被った
損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払
を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかが
その事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得
たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- （注）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りません。

- (6) (5)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (7) 当社は、事故の内容または傷害もしくは疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(7)の規定に違反した場合または(2)、(3)、(5)もしくは(7)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用の発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、第2条(1)の費用の額、事故と費用の額との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(5)の

規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1) ①から⑤までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1) ①から⑤までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1) または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第11条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条(費用の範囲)の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第12条 (時効)

保険金請求権は、第9条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第13条 (代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用が生じたことにより保険契約者、被保険者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が費用の全額を保険金として支払った場合
保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに保険契約者、被保険者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)もしくは(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。
- (4) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条 (普通保険約款の適用除外)

この補償条項において、普通保険約款第1条(用語の定義)の規定中「入院」および「保険金」の定義、第3条(保険金を支払わない場合—その1)、第4条(保険金を支払わない場合—その2)、第27条(事故の通知)、第28条(保険金の請求)、第29条(保険金の支払時期)、第31条(時効)ならびに第32条(代位)の規定は適用しません。

第15条 (普通保険約款の読み替え)

この補償条項において、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第12条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「年間海外旅行保険特約第5章救援者費用等補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)①から④までのいずれかに該当したことにより発生した費用」
- ② 第13条(告知義務)(3)③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「年間海外旅行保険特約第5章救援者費用等補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)①から④までのいずれかに該当する前に」
- ③ 第13条(告知義務)(4)の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは

「年間海外旅行保険特約第5章救援者費用等補償条項第2条（保険金を支払う場合）（1）①から④までのいずれかに該当した後に」

- ④ 第13条（告知義務）（5）の規定中「発生した傷害」とあるのは「発生した費用」
- ⑤ 第20条（重大事由による解除）（1）の規定中「傷害」とあるのは「年間海外旅行保険特約第5章救援者費用等補償条項第2条（保険金を支払う場合）（1）①から④までのいずれかに該当したことによる費用」
- ⑥ 第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（5）および（7）の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「年間海外旅行保険特約第5章救援者費用等補償条項第2条（保険金を支払う場合）（1）①から④のいずれかに該当したことにより発生した費用」
- ⑦ 第30条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）の規定中「第27条（事故の通知）」とあるのは「年間海外旅行保険特約第5章救援者費用等補償条項第8条（事故の通知）」、「第28条（保険金の請求）」とあるのは「同補償条項第9条（保険金の請求）」

第16条（重大事由による解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第20条（2）および（3）の規定を次のとおり読み替え、（4）の規定を追加してこの特約に適用します。

「（2）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

- ① 被保険者が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 保険金を受け取るべき者が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

（注）①の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限り、②の事由がある場合には、その保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

- （3）（1）または（2）の規定による解除が年間海外旅行保険特約第5章救援者費用等補償条項第2条（保険金を支払う場合）（1）①から④までに掲げる事由が発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （4）保険契約者等（注）が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者等（注）が負担した費用については適用しません。

（注）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者をいいます。」

第6章 携行品損害補償条項

第1条（用語の定義）

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（注）、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。 （注）定期券は除きます。
責任期間	第7章基本条項第2条（保険責任の始期および終期）に規定する責任期間をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の目的物の価額をいいます。
保険金	携行品損害保険金をいいます。
保険の目的物	補償の対象となる物をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が責任期間中に生じた偶然な事故（注）によって保険の目的物について被った損害に対して、この補償条項、第7章基本条項および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

（注）以下この補償条項において「事故」といいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
- ⑤ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ④および⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合は保険金を支払います。
- ⑨ 保険の目的物の瑕疵。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の目的物を管理する者が、相当の注意をもってしても発見しえなかった瑕疵によって生じた損害に対しては、保険金を支払います。
- ⑩ 保険の目的物の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、その他類似の事由またはねずみ喰い、虫喰い等
- ⑪ 保険の目的物の擦傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の目的物の機能に支障をきたさない損傷
- ⑫ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の目的物の電気的事故または機械的事故。ただし、これらによって発生した火災による損害に対しては、保険金を支払います。
- ⑬ 保険の目的物である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の目的物に生じた損害については保険金を支払います。
- ⑭ 保険の目的物の置き忘れまたは紛失

（注1） 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2） 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3） 運転する地における法令によるものをいいます。

（注4） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注5） 使用済燃料を含みます。

（注6） 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険の目的物およびその範囲）

- （1） 保険の目的物は、被保険者が責任期間中に携行する被保険者所有の身の回り品に限ります。
- （2） （1）の身の回り品が居住施設内（注）にある間は、保険の目的物に含まれません。

（注） 居住施設が一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は

被保険者が住居している戸室内をいいます。

(3) (1) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する物は、保険の目的物に含まれません。

- ① 船舶(注1)、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品
- ② 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
- ③ 動物および植物
- ④ 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、乗車券等については保険の目的物に含まれます。
- ⑤ 預金証書または貯金証書(注2)、クレジットカード、運転免許証その他これらに類する物。ただし、旅券については保険の目的物に含まれます。
- ⑥ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物
- ⑦ 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
- ⑧ その他保険証券記載の物

(注1) ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

(注2) 通帳および現金自動支払機用カードを含みます。

第5条(損害額の範囲)

(1) 当社が保険金を支払うべき損害額は、その保険価額によって定めます。

(2) 保険の目的物の損傷を修繕し得る場合においては、保険の目的物を損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落

(注) は損害額に含めません。

(注) 格落損をいいます。

(3) 保険の目的物が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の目的物全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1) および(2)の規定によって損害額を定めます。

(4) 第7条(損害の発生)(3)の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用およびこの条の(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。

(5) (1)から(4)までの規定による損害額が、その保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。

(6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の目的物が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した第7条(損害の発生)(3)の費用の合計額を損害額とします。

(7) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の目的物が旅券の場合には、次のいずれかに該当する費用を損害額とします。ただし、1回の事故について5万円を限度とします。

① 旅券の再取得費用

旅券の再発給を受けた場合には、再取得に要した次に掲げる費用

ア. 事故の生じた地から旅券再発給地(注1)へ赴く被保険者の交通費

- イ. 領事館に納付した再発給手数料および電信料
- ウ. 旅券再発給地（注1）における被保険者のホテル客室料

② 渡航書の取得費用

旅券の再発給に替えて渡航書の発給を受けた場合には、取得に要した次に掲げる費用

- ア. 事故の生じた地から渡航書発給地（注2）へ赴く被保険者の交通費

イ. 領事館に納付した発給手数料

- ウ. 渡航書発給地（注2）における被保険者のホテル客室料

（注1）再発給を受ける最寄りの在外公館所在地をいいます。

（注2）発給を受ける最寄りの在外公館所在地をいいます。

- (8) 保険の目的物の1個、1組または1対について損害額が10万円を超える場合は、当会社は、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、保険の目的物が乗車券等である場合において、保険の目的物の損害額の合計額が5万円を超える場合は、当会社は、そのものの損害額を5万円とみなします。

第6条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、前条の損害額から、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。ただし、保険証券記載の1回の事故に対する保険金額をもって、1回の事故の損害に対する支払の限度とし、かつ保険証券記載の保険期間を通じての保険金額を保険期間中の支払の限度とします。

第7条（損害の発生）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険の目的物について第2条（保険金を支払う場合）の損害が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① 損害の防止または軽減につとめること。
 - ② 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名を、遅滞なく、当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ③ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行わなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)①から③までに規定する義務に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する費用を支払います。
- ① (1)①の損害の防止または軽減のために要した費用のうちで当会社が必要または有益であったと認めたもの
 - ② (1)③の手続のために必要な費用

第8条（保険金の請求）

- (1) この補償条項にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の損害の額が確定した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 当会社の定める事故状況報告書
 - ② 警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書
 - ③ 保険の目的物の損害の程度を証明する書類
 - ④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注）
 - ⑤ その他当会社が普通保険約款第29条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注）保険金の請求を第三者に委任する場合とします。
- (3) (2) の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容（注）の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。

（注）既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合は、当会社は、これによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (6) (5) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

- (7) 当社は、事故の内容または損害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(7)の規定に違反した場合または(2)、(3)、(5)もしくは(7)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条 (被害物の調査)

- (1) 保険の目的物について損害が生じた場合は、当社は、保険の目的物および損害の調査と関連して当社が必要と認める事項を調査することができます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による調査に協力しなかった場合は、当社は、保険金を支払いません。

第10条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第5条(損害額の範囲)の損害額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合

第5条の損害額(注)から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条 (残存物の帰属)

当社が保険金を支払った場合は、保険の目的物の残存物は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、被保険者の所有に属するものとします。

第12条 (時効)

保険金請求権は、第8条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第13条 (代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
 - (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)もしくは(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。
 - (4) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条（普通保険約款の適用除外）

この補償条項において、普通保険約款第1条（用語の定義）の規定中「保険金」の定義、第3条（保険金を支払わない場合－その1）、第4条（保険金を支払わない場合－その2）、第27条（事故の通知）、第28条（保険金の請求）、第29条（保険金の支払時期）(2)③、第31条（時効）および第32条（代位）の規定は適用しません。

第15条（普通保険約款の読み替え）

この補償条項において、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第12条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「傷害に対しては」とあるのは「損害に対しては」
- ② 第13条（告知義務）(3)③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「年間海外旅行保険特約第6章携行品損害補償条項第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生する前に」
- ③ 第13条（告知義務）(4)および(5)の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ④ 第20条（重大事由による解除）の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ⑤ 第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(5)および(7)の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ⑥ 第29条（保険金の支払時期）の規定中「前条(2)および(3)の規定による手続」とあるのは「年間海外旅行保険特約第6章携行品損害補償条項第8条（保険金の請求）(2)および(5)の規定による手続」、同条(1)①の規定中「傷害」とあるのは「損害」、同条(1)③の規定中「傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容」とあるのは「損害の額および事故と損害との関係」、同条(2)②の規定中「医療機

関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会」とあるのは「専門機関による鑑定等の結果の照会」

第7章 基本条項

第1条（用語の定義）

この基本条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
初度契約	継続契約以外のこの特約を付帯した傷害保険普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
責任期間	次条に規定する責任期間をいいます。
旅行期間	被保険者が、海外旅行の目的をもって住居を出発した時から住居に帰着するまでの間をいいます。
旅行行程	被保険者が、海外旅行の目的をもって住居を出発した時から住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

第2条（保険責任の始期および終期）

- (1) この特約の責任期間は、保険期間中に被保険者が開始した旅行の旅行期間中をいい、住居を出発した日から起算して90日間を限度とします。ただし、被保険者の旅行期間が保険期間の末日の午後4時を経過した場合においても終了していない場合には、この特約の責任期間は、保険期間の末日の午後4時あるいは住居を出発した日から起算して90日目の午後12時のどちらか早い時刻に終わります。
- (2) (1) のただし書の規定にかかわらず、この保険契約が継続される場合には、この特約における(1)の責任期間は継続されるものとし、いかなる場合においても住居を出発した日から起算して90日間を限度とします。
- (3) (1) および(2)において、被保険者の旅行の最終目的地への到着が次のいずれかに該当する事由により遅延した場合には、この特約の責任期間の終期は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、72時間を限度として延長されるものとします。
- ① 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関(注)のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休
 - ② 交通機関(注)の搭乗予約受付業務に瑕疵があったことによる搭乗不能
 - ③ 被保険者が治療を受けたこと。
- (注) 航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。
- (4) (3) の場合のほか、被保険者の旅行の最終目的地への到着が次に掲げる事由のいずれかが責任期間中に発生したことにより遅延した場合には、その時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復する

までに要した時間で、かつ、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間を限度として、責任期間の終期は延長されるものとします。

- ① 被保険者が乗客として搭乗している交通機関（注）または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束
- ② 被保険者に対する公権力による拘束
- ③ 被保険者が誘拐されたこと。

（注）航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。

- (5) (1) から (4) までの規定にかかわらず、当会社は、次のいずれかに掲げる傷害（注1）、疾病（注2）、損害（注3）または費用（注4）に対しては、この特約による保険金を支払いません。

- ① 保険料領収前に生じた傷害、疾病、損害あるいは費用
- ② 責任期間開始前または責任期間終了後に生じた傷害、疾病、損害あるいは費用

（注1）傷害の原因となった事故を含みます。

（注2）被保険者以外の医師の診断による発病および疾病死亡を含みます。

（注3）損害の原因となった事故を含みます。

（注4）費用の原因となった事故を含みます。

- (6) この特約における時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第3条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) この特約が付帯されている保険契約が初度契約である場合において、傷害（注1）、疾病（注2）、損害（注3）または費用（注4）が生じた時が、保険期間の開始時より前である場合は、当会社は、保険金を支払いません。

（注1）傷害の原因となった事故を含みます。

（注2）被保険者以外の医師の診断による発病および疾病死亡を含みます。

（注3）損害の原因となった事故を含みます。

（注4）費用の原因となった事故を含みます。

- (2) この保険契約が継続契約である場合において、傷害（注1）、疾病（注2）、損害（注3）または費用（注4）が生じた時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の開始時より前である場合は、当会社は保険金を支払いません。

（注1）傷害の原因となった事故を含みます。

（注2）被保険者以外の医師の診断による発病および疾病死亡を含みます。

（注3）損害の原因となった事故を含みます。

（注4）費用の原因となった事故を含みます。

第4条（支払通貨および為替交換比率）

- (1) 当会社がこの特約による保険金を支払うべき場合には、支払通貨（注）をもって行うものとします。

（注）保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

- (2) (1) の場合において、次のいずれかに該当するときは、保険金の支払額が確定した日の前日における保険金支払地の属する国の最有力為替銀行の交

換比率により支払通貨（注）に換算します。ただし、保険金の支払額が確定した日の前日の交換比率と異なる交換比率により換算した通貨によって保険金支払の対象となる費用を支出していた旨の被保険者または保険金を受け取るべき者からの申出があり、かつ、その証明がなされた場合には、その交換比率により支払通貨（注）に換算することができません。

- ① 保険証券において、この保険契約に付帯された特約に規定する保険金額を表示している通貨と支払通貨（注）が異なる場合
 - ② 当会社が治療費用保険金を支払うべき場合において、被保険者が現実に支出した通貨と支払通貨（注）が異なる場合
- （注）保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1

第1章疾病死亡危険補償条項第2条（保険金を支払う場合）（1）③および第2章治療費用補償条項第2条（保険金を支払う場合）（1）③の感染症とは次のものをいいます。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、コレラ、黄熱、回帰熱、コクシジオイデス症、デング熱、発疹チフス、マラリア、重症急性呼吸器症候群、新型コロナウイルス感染症（注）

（注）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）である感染症のうち、発病時点で次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第1章第6条第7項第3号の新型コロナウイルス感染症に定められていること
- ② 同法第6条第8項の指定感染症に定められていること

別表2 後遺障害保険金支払区分表

1. 眼の障害

- | | |
|--|------|
| （1）両眼が失明した場合 | 100% |
| （2）1眼が失明した場合 | 60% |
| （3）1眼の矯正視力が0.6以下となった場合 | 5% |
| （4）1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。）となった場合 | 5% |

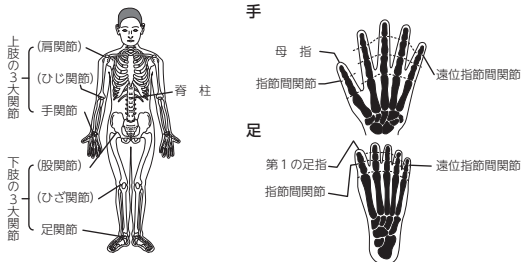
2. 耳の障害

- | | |
|------------------|-----|
| （1）両耳の聴力を全く失った場合 | 80% |
|------------------|-----|

(2) 1 耳の聴力を全く失った場合	30%
(3) 1 耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合	5%
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合	20%
4. 咀嚼 ^そ 、言語の障害	
(1) 咀嚼 ^そ または言語の機能を全く廃した場合	100%
(2) 咀嚼 ^そ または言語の機能に著しい障害を残す場合	35%
(3) 咀嚼 ^そ または言語の機能に障害を残す場合	15%
(4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合	5%
5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう。）の醜状 ^{ひい}	
(1) 外貌に著しい醜状を残す場合	15%
(2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの癩痕 ^{はん} 、長さ3cmの線状痕程度をいう。）を残す場合	3%
6. 脊柱の障害	
(1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合	40%
(2) 脊柱に運動障害を残す場合	30%
(3) 脊柱に変形を残す場合	15%
7. 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害	
(1) 1 腕または1 脚を失った場合	60%
(2) 1 腕または1 脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合	50%
(3) 1 腕または1 脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合	35%
(4) 1 腕または1 脚の機能に障害を残す場合	5%
8. 手指の障害	
(1) 1 手の母指を指節間関節以上で失った場合	20%
(2) 1 手の母指の機能に著しい障害を残す場合	15%
(3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合	8%
(4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合	5%
9. 足指の障害	
(1) 1 足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合	10%
(2) 1 足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合	8%
(3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合	5%
(4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合	3%
10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合	100%

注1 7. から9. までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



3 加重された後の後遺障害

1. 両眼が失明した場合
2. 両耳の聴力を全く失った場合
3. 両腕（手関節以上をいう。）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
4. 両脚（足関節以上をいう。）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
5. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合

注1 3. および4. の規定中「手関節」および「足関節」についてはこの特約別表1・注2の図に示すところによります。

注2 3. および4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

重症急性呼吸器症候群に関する追加補償特約 (年間海外旅行保険特約用)

当会社は、この特約により、重症急性呼吸器症候群の発症については、年間海外旅行保険特約の次に掲げる規定中「48時間」とあるのは「10日」と読み替えて適用します。

- ① 第1章疾病死亡危険補償条項第2条（保険金を支払う場合）(1) ②ただし書、②イおよび第5条（保険金の請求）(2) ⑤
- ② 第2章治療費用補償条項第2条（保険金を支払う場合）(1) ②および第6条（保険金の請求）(2) ②ア

家族傷害保險

普通保險約款・特約

家族傷害保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
家族	本人のほか、第5条（被保険者の範囲）（1）①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。

用語	定義
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	<p>次のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術</p> <p>② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3）</p> <p>（注1）歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。</p> <p>（注2）手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。</p> <p>（注3）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りします。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p>
乗用具	<p>自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。</p> <p>（注）水上オートバイを含みます。</p>
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

用語	定義
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券に記載されたその被保険者の通院保険金日額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券に記載されたその被保険者の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券に記載されたその被保険者の保険金額をいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故（注）によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。

（注）以下「事故」といいます。

（2）（1）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
- ② 保険金を受け取るべき者(注1)の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
 - ア. 法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状

態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当社は、被保険者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条(保険金を支払わない場合—その2)

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条(被保険者の範囲)

- (1) この約款における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者とします。
 - ① 本人の配偶者
 - ② 本人またはその配偶者の同居の親族
 - ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- (2) (1)の本人またはその配偶者との続柄は、傷害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- (3) 保険契約締結の後、本人が次条(1)の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合(注)には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が第7条(後遺障害保険金の支払)の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。
 - ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更する

こと。

② この保険契約を解除すること。

(注) 第18条（保険契約の失効）に該当する場合を除きます。

(4) (3) の事由によって本人が死亡した場合でも、(3) の手続が行われるまでの間、(1) および(2) の規定の適用は、その本人またはその配偶者との続柄によるものとします。

第6条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(注) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

(2) 第35条（死亡保険金受取人の変更）(1) または(2) の規定によりその被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3) 第35条（死亡保険金受取人の変更）(9) の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第7条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{別表3に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}{\text{}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

(2) (1) の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目におけるその被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 別表3の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 別表3の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、

- 重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
- ② ①以外の場合で、別表3の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
- ③ ①および②以外の場合で、別表3の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表3に掲げる加重後の 後遺障害に該当する等級 に対する保険金支払割合	既にあった後遺障害 に該当する等級に対 する保険金支払割合	=	適用する割合
---	-------------------------------------	---	--------

第8条（入院保険金および手術保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金としてその被保険者に支払います。

入院保険金日額 × 入院した日数（注） = 入院保険金の額

（注）180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保

険金を支払いません。

- (4) 当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金としてその被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります（注1）。

- ① 入院中（注2）に受けた手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 10 = \text{手術保険金の額}$$

- ② ①以外の手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 5 = \text{手術保険金の額}$$

（注1）1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

（注2）第2条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第9条（通院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数（注）} = \text{通院保険金の額}$$

（注）90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靱帯^{じんたい}損傷等の傷害を被った別表4に掲げる部位を固定するためにその被保険者以外の医師の指示によりギプス等（注）を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

（注）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。

- (3) 当会社は、(1) および (2) の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保

険金を支払いません。

第10条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次に掲げる額をもって限度とします。

- ① 本人および配偶者については、保険証券に記載されたそれぞれの保険金額
- ② ①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、保険証券に記載された保険金額

第11条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第12条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第13条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。
（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第14条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、

この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)

③ 保険契約者または被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることが妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第24条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。

第15条(職業または職務の変更に関する通知義務)

(1) 保険契約締結の後、本人が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

(2) 職業に就いていない本人が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた本人がその職業をやめた場合も(1)と同様とします。

(3) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率(注1)が変更前料率(注2)よりも高いときは、当社は、職業または職務の変更の事実(注3)があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注1)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

(4) (3)の規定は、当社が、(3)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険

者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実（注）があった時から5年を経過した場合には適用しません。

（注）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

- （5）（3）の規定は、職業または職務の変更の事実（注）に基づかずに発生した傷害については適用しません。

（注）（1）または（2）の変更の事実をいいます。

第16条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第17条（保険契約の無効）

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② この保険契約の被保険者となることについて、死亡保険金受取人を定める場合（注）に、保険契約者以外の被保険者の同意を得なかったとき。

（注） その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第18条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第5条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者がいなくなった場合には、保険契約は効力を失います。

第19条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第20条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第21条（重大事由による解除）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

工. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

- ① 本人が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 本人以外の被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ③ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。
- ④ 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

（注）①または③の事由がある場合には、その家族に係る部分に限り、②または④の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限りです。

(3) (1) または (2) の規定による解除が傷害（注1）の発生した後になされた場合であっても、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または (2) ①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害（注1）に対しては、当会社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、既に保険金（注2）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（注1）(2) ①の規定による解除がなされた場合には、その家族に生じた傷害をいい、(2) ②から④までの規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

（注2）(2) ③または④の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限りです。

第22条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条（1）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合
- ④ 前条（1）④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、(1) ①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) ①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(4) (3)の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第23条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）

(1) 第21条（重大事由による解除）(2) ④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合（注1）、本人から前条（2）の規定による解除請求があった場合、または本人により同条（3）に規定する解除が行われた場合には、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が第7条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合には②によるものとします。

- ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
- ② この保険契約（注2）を解除すること。

（注1）保険契約締結の後、本人が第6条（死亡保険金の支払）(1)の死

亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。

(注2) その家族に係る部分に限ります。

- (2) 第21条（重大事由による解除）(2)④の規定により当社が本人である被保険者に係る部分について解除を行った場合または前条（3）の規定により本人が解除を行った場合でも、(1)の手続が行われるまでの間、第5条（被保険者の範囲）(1)および（2）の規定の適用は、その本人またはその配偶者との続柄によるものとします。
- (3) (1)①の場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、第25条（保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(1)または（2）の規定を準用して、保険料の返還もしくは請求を行い、または保険金を削減して支払います。

第24条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第25条（保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

- (1) 第5条（被保険者の範囲）(3)①の場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前料率（注1）と変更後料率（注2）との差に基づき未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (注1) 変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注2) 変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (2) 保険契約者が（1）の規定による追加保険料の支払を怠った場合には、当社は、第5条（被保険者の範囲）(3)の規定による本人の変更の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注1）の変更後料率（注2）に対する割合により、保険金を削減して支払います。
- (注1) 変更前の本人の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
- (注2) 変更後の本人の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (3) 第14条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (4) 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注4）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (注1) 第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または（2）の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注4) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、第15条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

- (5) 当社は、保険契約者が(3)または(4)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

- (6) (3)の規定による追加保険料を請求する場合において、(5)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (7) (4)の規定による追加保険料を請求する場合において、(5)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実(注1)があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 第15条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

- (8) (1)、(3)および(4)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

- (9) (8)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第26条 (保険料の返還—無効または失効の場合)

- (1) 保険契約が無効の場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第17条(保険契約の無効)①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第5条(被保険者の範囲)(1)に規定する被保険者全員が第6条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金

を支払うべき傷害によって死亡した場合には、保険料を返還しません。

第27条（保険料の返還－取消しの場合）

第19条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第28条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 第5条（被保険者の範囲）(3)②、第20条（保険契約者による保険契約の解除）または第23条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）(1)②の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表5に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(2) 第14条（告知義務）(2)、第21条（重大事由による解除）(1)または第25条（保険料の返還または請求－本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(5)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(3) 第21条（重大事由による解除）(2)①または③の規定により、当社がこの保険契約（注）を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（注） その家族に係る部分に限ります。

第29条（事故の通知）

(1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第30条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを使用することができるものとします。

① 死亡保険金については、その被保険者が死亡した時

- ② 後遺障害保険金については、その被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 入院保険金については、その被保険者が被った第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 手術保険金については、その被保険者が第2条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
 - ⑤ 通院保険金については、その被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表6に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- （注）** 第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りません。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第31条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から④までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第32条 (当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当社は、第29条 (事故の通知) の規定による通知または第30条 (保険金の請求) の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1) の規定による診断または死体の検案 (注1) のために要した費用 (注2) は、当社が負担します。
- (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注2) 収入の喪失を含みません。

第33条 (時効)

保険金請求権は、第30条 (保険金の請求) (1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第34条 (代位)

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第35条 (死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、その被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (1)、(2) および (6) の規定にかかわらず、保険契約者は、本人以外の被保険者について、死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。
- (4) (2) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (5) (4) の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (6) 保険契約者は、(2) の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (7) (6) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、

その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

- (8) (2) および (6) の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (9) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。

(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

- (10) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人をその被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第36条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第37条 (保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第38条 (契約内容の登録)

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を協会(注)に登録します。
- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
 - ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
 - ③ 死亡保険金受取人の氏名
 - ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
 - ⑤ 保険期間

⑥ 当会社名

⑦ 被保険者同意の有無

(注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

(2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、重複保険契約の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会(注)に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。

(注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

(3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にする以外に用いないものとします。

(4) 協会(注)および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等に当たる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。

(注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

(5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会(注)に照会することができます。

(注) 一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第39条 (家族が複数の場合の約款の適用)

家族が2以上である場合は、それぞれの家族ごとにこの約款の規定を適用します。

第40条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第41条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第4条(保険金を支払わない場合—その2)①の運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機

等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 第4条（保険金を支払わない場合—その2）②の職業

オートテスター（注1）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注2）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注3）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

（注1）テストライダーをいいます。

（注2）動物園の飼育係を含みます。

（注3）レフリーを含みます。

別表3 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼しゃくおよび言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとし、以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの	78%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第3級	(2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの (手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの (手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節 (母指にあっては指節間関節) に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1 上肢の用を全廃したもの (7) 1 下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの (足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第6級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼^くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの 	50%
第7級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） 	42%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第7級	(12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の鞏丸 <small>こうがん</small> を失ったもの	42%
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄 <small>きく</small> または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼 <small>そ</small> やくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの	26%

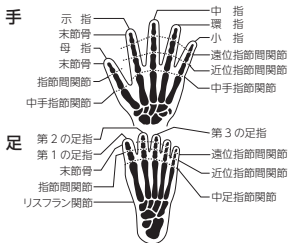
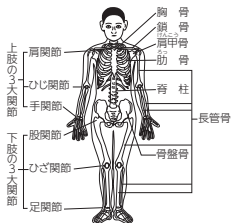
等級	後遺障害	保険金 支払割合
第9級	(13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したものの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの	15%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第11級	(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの	7%

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第13級	(9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴 ^{てつ} を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表4 骨折、脱臼、^{じん}靱帯損傷等の傷害を被った部位

1. 長管骨または脊柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等(注)を装着した場合に限ります。
3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等(注)を装着した場合に限ります。
(注) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。

注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表3・注2の図に示すところによります。

別表5 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

別表6 保険金請求書類

提出書類	保険金種類				
	死亡	後遺害	入院	手術	通院
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書	○				
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明するその被保険者以外の医師の診断書		○	○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○		○
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	○				
9. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄本	○				
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	○				
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○	○
13. その他当社が第31条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの	○	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

特約

後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約 (後遺障害保険金支払区分表型)

当社は、この特約により、普通保険約款第7条（後遺障害保険金の支払）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

〔第7条（後遺障害保険金の支払）〕

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。

後遺障害保険金の支払条件変更に関する

保険金額 × 特約（後遺障害保険金支払区分表型） = 後遺障害保険金の額
別表1に掲げる割合

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目におけるその被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）別表1に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、同表に掲げる区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、同表の1. (3)、(4)、2. (3)、4. (4)および5. (2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。
- (4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し(1)から(3)までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）別表1の7. から9. までに掲げる上肢（注1）または下肢（注2）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度とします。
- （注1）腕および手をいいます。
- （注2）脚および足をいいます。
- (5) 既に身体に障害の存在していた被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約（後遺障害保険金支払区分表型）別表2のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に

対応する同特約別表1に掲げる割合を適用して、後遺障害保険金を支払います。ただし、既に存在していた身体の障害がこの保険契約に基づく後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により後遺障害保険金を支払います。

加重された後の後遺障害の
状態に対応する割合

$$- \frac{\text{既に存在していた身体の障害に対応する割合}}{\text{適用する割合}}$$

別表1 後遺障害保険金支払区分表

1. 眼の障害	
(1) 両眼が失明した場合	100%
(2) 1眼が失明した場合	60%
(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合	5%
(4) 1眼が視野狭窄 <small>さく</small> （正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。）となった場合	5%
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失った場合	80%
(2) 1耳の聴力を全く失った場合	30%
(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合	5%
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合	20%
4. 咀嚼 <small>そ</small> しゃく、言語の障害	
(1) 咀嚼 <small>そ</small> しゃくまたは言語の機能を全く廃した場合	100%
(2) 咀嚼 <small>そ</small> しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残す場合	35%
(3) 咀嚼 <small>そ</small> しゃくまたは言語の機能に障害を残す場合	15%
(4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合	5%
5. 外貌（顔面・頭部・頸部 <small>けい</small> 部をいう。）の醜状	
(1) 外貌に著しい醜状を残す場合	15%
(2) 外貌に醜状（顔面においては直径2cmの癬痕 <small>せんこん</small> 、長さ3cmの線状痕程度をいう。）を残す場合	3%
6. 脊柱の障害	
(1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合	40%
(2) 脊柱に運動障害を残す場合	30%
(3) 脊柱に変形を残す場合	15%
7. 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害	
(1) 1腕または1脚を失った場合	60%

- (2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く
 廃した場合…………… 50%
- (3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合…………… 35%
- (4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合…………… 5%

8. 手指の障害

- (1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合…………… 20%
- (2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合…………… 15%
- (3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合…………… 8%
- (4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合…………… 5%

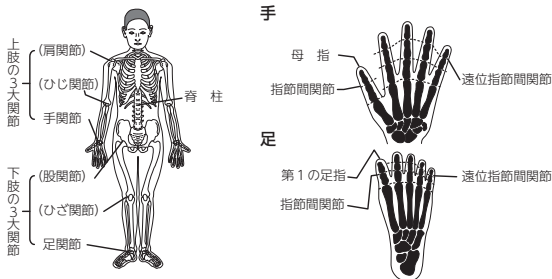
9. 足指の障害

- (1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合…………… 10%
- (2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合…………… 8%
- (3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合…………… 5%
- (4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合…………… 3%

10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合…………… 100%

注1 7. から9. までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分を
 いいます。

注2 関節等の説明図



別表2 加重された後の後遺障害

1. 両眼が失明した場合
2. 両耳の聴力を全く失った場合
3. 両腕（手関節以上をいう。）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節
 もしくは3関節の機能を全く廃した場合
4. 両脚（足関節以上をいう。）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節
 もしくは3関節の機能を全く廃した場合
5. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、

かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合

注1 3. および4. の規定中「手関節」および「足関節」については別表1・注2の図に示すところによります。

注2 3. および4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

手術保険金の支払条件変更に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。

第2条（手術保険金の支払条件の変更）

当社は、この特約により、普通保険約款第8条（入院保険金および手術保険金の支払）（4）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

〔（4）当社は、入院保険金が支払われる場合に、被保険者が事故の発生日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として手術保険金の支払条件変更に関する特約別表に掲げる手術を受けたときは、次の算式によって算出した額を、手術保険金としてその被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。

手術の種類に応じた手術保険金の
入院保険金日額 × 支払条件変更に関する特約別表に = 手術保険金の額
掲げる倍率（注）

（注）1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。』

第3条（手術保険金の請求権発生時期）

当社は、この特約により、普通保険約款第30条（保険金の請求）（1）③の規定中「入院保険金」とあるのは「入院保険金および手術保険金」と読み替えて適用し、同条（1）④の規定は適用しません。

第4条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款別表6の保険金種類の規定中「入院」とあるのは「入院・手術」と読み替えて適用し、「手術」とある部分は適用しません。

第5条（入院保険金、手術保険金および通院保険金支払条件変更特約が付帯されている場合の取扱い）

当会社は、この特約が付帯された保険契約に入院保険金、手術保険金および通院保険金支払条件変更特約（フランチャイズ用）または入院保険金、手術保険金および通院保険金支払条件変更特約（エクスセス用）が付帯されている場合においては、これらいずれかの特約の規定により入院保険金が支払われるときに限り、手術保険金を支払います。

別表 対象となる手術

対 象 と な る 手 術	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術（単なる皮膚縫合は除く。） （1）植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術（いずれも25cm ² 未満は除く。）	20
（2） ^{はん} 癩痕拘縮形成術、顔面神経麻痺 ^ひ 形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術	20
2. 手指、足指を含む筋、 ^{けん} 腱、 ^{けんしやう} 腱鞘の手術（筋炎手術および ^{ぼつてい} 抜釘術を除く。） （1）筋、 ^{けん} 腱、 ^{けんしやう} 腱鞘の ^{けん} 靱血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
3. 手指、足指を含む四肢関節、 ^{じん} 靱帯の手術（ ^{ぼつてい} 抜釘術を除く。） （1）四肢関節 ^{けん} 靱血手術、 ^{じん} 靱帯 ^{けん} 靱血手術（いずれも関節鏡下によるものを含む。）	10
（2）人工骨頭挿入術、人工関節置換術	10
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術（ ^{ぼつてい} 抜釘術を除く。） （1）四肢骨 ^{けん} 靱血手術	10
（2）骨移植術（四肢骨以外の骨を含む。）	20
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術（ ^{ぼつてい} 抜釘術を除く。） （1）四肢切断術、離断術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
（2）切断四肢再接合術（骨、関節の離断に伴うもの）	20
6. 指移植の手術 （1）指移植手術	40
7. ^{けんこう} 鎖骨、 ^{ろっ} 肩甲骨、 ^{ろっ} 肋骨、 ^{けん} 胸骨 ^{けん} 靱血手術（ ^{ぼつてい} 抜釘術を除く。）	10

対 象 と な る 手 術	倍率
8. 脊柱、骨盤の手術（頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術は除く。）	
（1）脊柱・骨盤観血手術（脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む。）	20
9. 頭蓋、脳の手術（抜釘術を除く。）	
（1）頭蓋骨観血手術（鼻骨および鼻中隔を除く。）	20
（2）頭蓋内観血手術（穿頭術を含む。）	40
10. 脊髄、神経の手術	
（1）手指、足指を含む神経観血手術（形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術）	20
（2）脊髄硬膜内外観血手術	40
11. 涙嚢、涙管の手術	
（1）涙嚢摘出術	10
（2）涙嚢鼻腔吻合術	10
（3）涙小管形成術	10
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術（抜釘術を除く。）	
（1）眼瞼下垂症手術	10
（2）結膜嚢形成術	10
（3）眼窩プルーアウト（吹抜け）骨折手術	20
（4）眼窩骨折観血手術	20
（5）眼窩内異物除去術	10
13. 眼球・眼筋の手術	
（1）眼球内異物摘出術	20
（2）レーザー・冷凍凝固による眼球手術	10
（3）眼球摘出術	40
（4）眼球摘除および組織または義眼台充填術	40
（5）眼筋移植術	20

対 象 と な る 手 術	倍率
14. 角膜・強膜の手術	
(1) 角膜移植術	20
(2) 強角膜 ^{ろう} 瘻孔閉鎖術	10
(3) 強膜移植術	20
15. ぶどう膜、眼房の手術	
(1) 観血的前房・虹彩 ^{こう} 異物除去術	10
(2) 虹彩 ^{こう} 癒着剥離術、瞳孔形成術	10
(3) 虹彩 ^{こう} 離断術	10
(4) 緑内障観血手術（レーザーによる虹彩 ^{こう} 切除術は13.（2）に該当する。）	20
16. 網膜の手術	
(1) 網膜復位術（網膜剥離症手術）	20
(2) 網膜光凝固術	20
(3) 網膜冷凍凝固術	20
17. 水晶体、硝 ^{しょう} 子 ^し 体の手術	
(1) 白内障・水晶体観血手術	20
(2) 硝 ^{しょう} 子 ^し 体観血手術（莖頭 ^{せいとう} 顕鏡下によるものを含む。）	20
(3) 硝 ^{しょう} 子 ^し 体異物除去術	20
18. 外耳、中耳、内耳の手術	
(1) 耳後 ^{ろう} 瘻孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	10
(2) 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
(3) 乳突洞開放術、乳突削開術	10
(4) 中耳根本手術	20
(5) 内耳観血手術	20
19. 鼻・副鼻腔 ^く の手術（抜釘 ^{はってい} 術を除く。）	
(1) 鼻骨観血手術	10

対象となる手術	倍率
(2) 副鼻腔 ^{くう} 靱血手術	20
20. 咽頭 ^{へんとう} 、扁桃、喉頭、気管の手術 (1) 気管異物除去術（開胸術によるもの）	40
(2) 喉頭形成術、気管形成術	40
21. 内分泌器の手術 (1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20
22. 顔面骨、顎関節の手術（抜釘術を除く。） (1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節靱血手術（顎関節鏡下によるものを含み、歯・歯肉の処置に伴うものは除く。）	20
23. 胸部、食道、横隔膜の手術 (1) 胸郭形成術	20
(2) 開胸術を伴う胸部手術（胸腔鏡下によるものを含み、胸壁膿瘍 ^{のう} 切開術を除く。）、食道手術（開胸術を伴わない頸部 ^{けいぶ} 手術によるものを含む。）、横隔膜手術	40
(3) 胸腔 ^{くう} ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
24. 心、脈管の手術 (1) 靱血的血管形成術（血液透析用シャント形成術を除く。）	20
(2) 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸または開腹術を伴うもの）	40
(3) 開心術	40
(4) その他開胸術を伴うもの	40
25. 腹部の手術 (1) 開腹術を伴うもの（腹腔鏡 ^{くう} 下によるものを含み、腹壁膿瘍 ^{のう} 切開術を除く。）	40
(2) 腹腔 ^{くう} ドレナージ（持続的なドレナージをいう。）	10
26. 尿路系、副腎、男子性器、女子性器の手術 (1) 腎臓・腎盂 ^う ・尿管・膀胱 ^{ぼうこう} 靱血手術（経尿道的操作によるものおよび膀胱 ^{ぼうこう} 内凝血除去術を除く。）	40

対 象 と な る 手 術	倍率
(2) 尿道狭窄 ^{きく} 観血手術、尿道異物摘出術、尿道形成手術（いずれも経尿道的操作は除く。）	20
(3) 尿瘻 ^{ろう} 観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
(4) 陰茎切断術	40
(5) 睪丸 ^{こう} ・副睪丸 ^{こう} ・精管・精索・精囊 ^{のう} ・前立腺手術	20
(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術（人工妊娠中絶術および ^{もつ} 経膈操作を除く。）	20
(7) 膣腸瘻閉鎖術 ^{ちつ ろう}	20
(8) 造膣術 ^{ちつ}	20
(9) 膣壁形成術 ^{ちつ}	20
(10) 副腎摘出術	40
(11) その他開腹術を伴うもの	40
27. 上記以外の手術	
(1) 上記以外の開頭術	40
(2) 上記以外の開胸術（胸壁膿瘍 ^{のう} 切開術を除く。）	40
(3) 上記以外の開腹術（腹壁膿瘍 ^{のう} 切開術および膀胱内 ^{ぼうこう} 凝血除去術を除く。）	40
(4) 上記以外の開心術	40
(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽頭、喉頭、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱 ^{ぼうこう} 、尿道の手術（検査および処置は除く。）	10

夫婦特約

第1条（被保険者の範囲）

当会社は、この特約により、普通保険約款第5条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のうち、本人およびその配偶者を被保険者とします。

第2条（当会社の責任限度額）

当社がこの特約が付帯された保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険証券に記載された本人およびその配偶者のそれぞれの保険金額をもって限度とします。

第3条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（被保険者の範囲）（2）の規定中「（1）の本人またはその配偶者との続柄」とあるのは「夫婦特約第1条（被保険者の範囲）の本人との続柄」
- ② 第5条（3）①および第23条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）（1）①の規定中「家族のうち新たに本人となる者」とあるのは「新たに本人となる配偶者」
- ③ 第5条（4）および第23条（2）の規定中「その本人またはその配偶者との続柄」とあるのは「その本人との続柄」
- ④ 第18条（保険契約の失効）の規定中「第5条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者」とあるのは「夫婦特約に規定する被保険者」
- ⑤ 第26条（保険料の返還—無効または失効の場合）（2）の規定中「第5条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者全員」とあるのは「夫婦特約に規定する被保険者全員」

第4条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第10条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払うものとします。

保険料分割払特約（一般）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券（注）記載の保険料の払込期日をいいます。 （注）これに代わる書面を含みます。
分割保険料	保険証券（注）記載の分割保険料の金額をいいます。 （注）これに代わる書面を含みます。
未払込分割保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を分割保険料および保険証券記載の回数に分割して払い込むことを承認します。

第3条 (分割保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日に払い込まなければなりません。

第4条 (分割保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当会社は、前条の第1回分割保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (分割保険料不払の場合の免責)

保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条 (追加保険料の払込み)

- (1) 当会社が第9条 (保険料の返還または請求) の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、普通保険約款第25条 (保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合) (1) に規定する追加保険料の領収前に生じた事故による傷害に対しては、同条(2)を、同条(4)に規定する追加保険料の領収前に生じた事故による傷害に対しては、同条(7)を、同条(8)に規定する追加保険料の領収前に生じた事故による傷害に対しては同条(9)をそれぞれ適用して保険金を支払います。

第7条 (死亡保険金支払の場合の保険料払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に、当会社が1家族全員について死亡保険金を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべきその家族の未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第8条 (分割保険料不払の場合の保険契約の解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日後1か月を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日(注)において、次回払込期日(注)に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(注) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなかった場合の、その翌月の払込期日をいいます。

(2) (1) の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日

② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日(注)

(注) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなかった場合の、その翌月の払込期日をいいます。

(3) (1) の規定により当社が保険契約を解除した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

第9条 (保険料の返還または請求)

(1) 普通保険約款の規定により、保険料を返還すべき事由が生じた場合には、普通保険約款の規定にかかわらず、当社は月割により返還保険料を計算し、以降到来する分割保険料を減額することによって返還保険料を返還します。ただし、当社はその全額を一時に返還することがあります。

(2) 普通保険約款の規定により、保険料を請求すべき事由が生じた場合には、普通保険約款の規定にかかわらず、当社は月割により請求保険料を計算し、その全額を一時に請求します。ただし、当社は以降到来する分割保険料を増額することによって請求保険料を請求することがあります。

年間海外旅行保険特約

第1章 疾病死亡危険補償条項

第1条 (用語の定義)

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
疾病	被保険者が被った傷害以外の身体障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を含みません。
疾病死亡保険金額	保険証券記載の疾病死亡保険金額をいいます。
責任期間	第7章基本条項第2条(保険責任の始期および終期)に規定する責任期間をいいます。
保険金	疾病死亡保険金をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、被保険者が海外旅行の目的をもって責任期間中に疾病によって死亡し、その死亡が次のいずれかに該当した場合は、この補償条項、第7章基本条項および普通保険約款の規定に従い疾病死亡保険金額の全額を保険金として死亡保険金受取人に支払います。

- ① 責任期間中に死亡した場合
 - ② 次の疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限ります。
 - ア. 責任期間中に発病した疾病
 - イ. 責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただし、その原因が責任期間開始前または責任期間終了後に発生したものを除きます。
 - ③ 責任期間中に感染した別表1に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合
- (2) 普通保険約款第35条（死亡保険金受取人の変更）（1）または（2）の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により保険金を死亡保険金受取人に支払います。
 - (3) 普通保険約款第35条（死亡保険金受取人の変更）（9）の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により保険金を死亡保険金受取人に支払います。
 - (4) （1）②の発病の認定は、被保険者以外の医師の診断によります。
 - (5) （1）の規定にかかわらず、当会社は、次のいずれかに該当する疾病による死亡に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 当会社が普通保険約款、第2章治療費用補償条項または第3章傷害死亡・後遺障害追加払い補償条項により保険金を支払うべき傷害に起因する疾病
 - ② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
 - ③ 歯科疾病

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた疾病死亡に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者に対する刑の執行
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ⑥ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ ⑤および⑥の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱

に基づいて生じた事故

⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が山岳登山（注）を行っている間に発病した高山病による死亡に対しては、保険金を支払いません。

（注）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

第5条（保険金の請求）

- (1) この補償条項にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 死亡保険金受取人（注1）の印鑑証明書
 - ② 死亡診断書または死体検案書
 - ③ 被保険者の戸籍謄本
 - ④ 死亡保険金受取人の指定のない場合は、法定相続人の戸籍謄本
 - ⑤ 死亡の原因となった疾病が責任期間中または責任期間終了後48時間以内に発病したことおよびその疾病について、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことを証明する医師の診断書（注2）
- ⑥ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注3）

（注1）死亡保険金受取人の指定のない場合は、被保険者の法定相続人とします。

（注2）第2条（保険金を支払う場合）（1）②に該当した場合をいいます。

（注3）保険金の請求を第三者に委任する場合とします。
- (3) 保険金を受け取るべき者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金を受け取るべき者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を

得たうえで、その保険金を受け取るべき者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 保険金を受け取るべき者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- （注）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りません。

- (4) (3)の規定による保険金を受け取るべき者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、疾病死亡の内容または疾病の程度等に応じ、保険契約者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条（時効）

保険金請求権は、前条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第7条（普通保険約款の適用除外）

この補償条項において、普通保険約款第1条（用語の定義）の規定中「保険金」の定義、第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第4条（保険金を支払わない場合—その2）、第15条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第25条（保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（4）および（7）、第30条（保険金の請求）ならびに第33条（時効）の規定は適用しません。

第8条（普通保険約款の読み替え）

この補償条項において、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（被保険者の範囲）（2）の規定中「傷害の原因となった事故発生時」とあるのは「疾病死亡時」
- ② 第12条（他の身体の障害または疾病の影響）（1）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った」とあるのは「年間海外旅行保険特約第1章疾病死亡危険補償条項第2条（保険金を支払う場合）の疾病の

発病の]、「同条の傷害を被った」とあるのは「同条の疾病の発病の]、「原因となった事故」とあるのは「疾病]、「傷害が重大となった場合」とあるのは「疾病が重大となった場合]、同条(2)の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合」とあるのは「年間海外旅行保険特約第1章疾病死亡危険補償条項第2条(保険金を支払う場合)の疾病が重大となった場合]

- ③ 第13条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「事故による傷害」とあるのは「疾病死亡」
- ④ 第14条(告知義務)(3)③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「疾病死亡前に」、同条(4)および(5)の規定中「傷害」とあるのは「疾病死亡」
- ⑤ 第21条(重大事由による解除)(1)の規定中「傷害」とあるのは「疾病死亡」
- ⑥ 第21条(重大事由による解除)(2)の規定中「被保険者に生じた傷害」とあるのは「被保険者の疾病死亡」
- ⑦ 第21条(重大事由による解除)(3)の規定中「傷害(注1)の発生した後に」とあるのは「疾病死亡(注1)の後に]、「解除がなされた時まで」に発生した傷害」とあるのは「解除がなされた時までの疾病死亡]、「その家族に生じた傷害」とあるのは「その家族の疾病死亡]、「その被保険者に生じた傷害」とあるのは「その被保険者の疾病死亡」
- ⑧ 第25条(保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(9)の規定中「に生じた事故による傷害」とあるのは「の疾病死亡」
- ⑨ 第29条(事故の通知)(1)の規定中「被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合は」とあるのは「被保険者が疾病によって死亡した場合は]、「その原因となった事故の発生の日から」とあるのは「疾病によって死亡した日から]、「事故発生の状況および傷害の程度」とあるのは「発病の状況および経過」
- ⑩ 第31条(保険金の支払時期)の規定中「前条(2)および(3)の規定による手続」とあるのは「年間海外旅行保険特約第1章疾病死亡危険補償条項第5条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による手続]、同条(1)①の規定中「傷害発生」とあるのは「疾病死亡]、「事故」とあるのは「疾病]、「事故発生」とあるのは「疾病]、および同条(1)③の規定中「傷害の程度」とあるのは「疾病の経過]、「事故」とあるのは「疾病]、「傷害」とあるのは「疾病死亡」
- ⑪ 第32条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)(1)の規定中「傷害の程度」とあるのは「疾病死亡]、「第30条(保険金の請求)」とあるのは「年間海外旅行保険特約第1章疾病死亡危険補償条項第5条(保険金の請求)」
- ⑫ 第34条(代位)の規定中「傷害」とあるのは「疾病死亡」

第2章 治療費用補償条項

第1条 (用語の定義)

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
公的医療保険制度	次の①から⑦までのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法 (大正11年法律第70号) ② 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法 (昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法 (昭和14年法律第73号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号)
疾病	被保険者が被った傷害以外の身体障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を含みません。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
宿泊施設	ホテル、旅館、民宿、ペンション等の宿泊することができる施設をいいます。
責任期間	第7章基本条項第2条 (保険責任の始期および終期) に規定する責任期間をいいます。
治療費用保険金額	保険証券記載の治療費用保険金額をいいます。
保険金	治療費用保険金をいいます。
労働者災害補償制度	次の①から⑤までのいずれかの法律に基づく労働者災害補償制度をいいます。 ① 労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号) ② 国家公務員災害補償法 (昭和26年法律第191号) ③ 裁判官の災害補償に関する法律 (昭和35年法律第100号) ④ 地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号) ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律 (昭和32年法律第143号)

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が責任期間中に次のいずれかに該当した場合は、(2) に掲げる金額を、この補償条項、第7章基本条項および普通保険約款の規定に従い、保険金として被保険者に支払います。ただし、次の①の場合には、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に要した費用に、②または③の場合には治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。

- ① 責任期間中に普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、治療（注）を要した場合
- ② 次の疾病のいずれかを直接の原因として責任期間終了後48時間を経過するまでに治療（注）を開始した場合
 - ア. 責任期間中に発病した疾病
 - イ. 責任期間終了後48時間以内に発病した疾病。ただし、その原因が責任期間開始前または責任期間終了後に発生したものを除きます。
- ③ 責任期間中に感染した別表1に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに治療（注）を開始した場合

（注）義手および義足の修理を含みます。

(2) (1) にいう「(2) に掲げる金額」とは、次のいずれかに該当する金額をいいます。

- ① 次に掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額
 - ア. 医師の診察費、処置費および手術費
 - イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
 - ウ. 義手および義足の修理費（注1）
 - エ. X線検査費、諸検査費および手術室費
 - オ. 職業看護師（注2）費
 - カ. 病院または診療所へ入院（注3）した場合の入院費
 - キ. 入院（注3）による治療を要する場合において、病院もしくは、診療所が遠隔地にあることまたは病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、ホテル（注4）の室内で治療を受けたとき（注5）のホテル（注4）客室料
 - ク. 入院（注3）による治療は要しない場合において、治療を受け、被保険者以外の医師の指示によりホテル（注4）で静養する場合のホテル（注4）客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から除きます。
 - ケ. 救急措置として被保険者を病院または診療所に移送するための緊急移送費
 - コ. 入院（注3）または通院（注6）のための交通費
 - サ. 入院（注3）中の病院もしくは診療所に専門の医師がいないことまた

はその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費（注7）。ただし、日本国内（注8）の病院または診療所へ移転した場合には、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から除きます。

シ. 治療のために必要な通訳雇入費

- ② 被保険者の入院（注3）により必要となった次に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、1事故に基づく傷害または1疾病（注9）について20万円を限度とします。

ア. 国際電話料等通信費

イ. 入院（注3）に必要な身の回り品購入費（注10）

- ③ 被保険者が治療のため入院（注3）し、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次のいずれかの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から除きます。

ア. 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費

イ. 被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費

（注1）ただし、（1）②および③の場合を除きます。

（注2）日本国外において医師が付添を必要と認めた場合の付添者を含みません。

（注3）治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

（注4）ホテル等の宿泊施設をいいます。居住施設を除きます。

（注5）医師の指示によりホテルで静養する場合を含みます。

（注6）治療が必要な場合において、病院または、診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。

（注7）治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。

（注8）被保険者が日本国外に居住している場合には、その居住地をいいます。

（注9）合併症および続発症を含みます。

（注10）5万円を限度とします。

- （3）（1）②および③の発病の認定は、被保険者以外の医師の診断によります。

- （4）（1）の規定にかかわらず、当会社は、次のいずれかに該当する疾病の治療に要した費用に対しては、保険金を支払いません。

① 当会社が（1）①により保険金を支払うべき傷害に起因する疾病

② 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病

③ 歯科疾病

- （5）（1）の保険金の支払は、1事故に基づく傷害または1疾病（注）について治療費用保険金額をもって限度とします。ただし、（1）①の傷害と②ま

たは③の疾病が同一の責任期間中に発生し、これらに因果関係がない場合には、1事故に基づく傷害または1疾病（注）のそれぞれについて治療費用保険金額を限度とします。

（注）合併症および続発症を含みます。

（6）（1）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が（1）の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合

（1）の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（7）（1）の規定にかかわらず、被保険者が当会社と提携する機関から（2）

①または③に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への保険金の支払を当会社に求めた場合は、当会社は、被保険者がその費用を支出したものとみなして（1）から（6）までの規定により算出した保険金をその機関に支払います。

（8）次のいずれかの給付等がある場合はその額は、被保険者が現実に支出した額に含まれません。

① 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により被保険者に対して行われる治療に関する給付（注1）

② 被保険者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金

③ 被保険者が被った損害を補償するために行われたその他の給付（注2）

（注1）公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」）を含みます。

（注2）他の保険契約等により支払われた保険金を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害または発病した疾病に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失

② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ⑤ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
 - ⑦ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑧ ⑥および⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1） 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2） 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3） 運転する地における法令によるものをいいます。
- （注4） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注5） 使用済燃料を含みます。

（注6） 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ② 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ③ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

(3) 当社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注） いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

(1) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者の職業が普通保険約款別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

- (2) 当社は、被保険者が山岳登山(注)を行っている間に発病した高山病に対しては、保険金を支払いません。

(注) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

第5条 (傷害発生または疾病の発病の通知)

- (1) 被保険者が傷害を被りまたは疾病を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、傷害を被りまたは疾病を発病した日からその日を含めて30日以内に傷害発生または疾病の発病の状況および傷害または疾病の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条 (保険金の請求)

- (1) この補償条項にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 第2条(保険金を支払う場合)①の保険金については、被保険者が費用を負担した時または傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ② 同条②および③の保険金については、被保険者が費用を負担した時または治療を開始した日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早

い時

- (2) 被保険者が次のいずれかに該当した場合で、被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合(注1)は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

① 第2条(保険金を支払う場合)(1)①による場合

- ア. 保険金請求書
- イ. 保険証券
- ウ. 当社の定める傷害状況報告書
- エ. 公の機関(注2)の事故証明書
- オ. 傷害または疾病の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
- カ. 第2条(2)①から③までの費用の支払を証明する領収書または当社と提携する機関からのその費用の請求書
- キ. 被保険者の印鑑証明書
- ク. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注3)
- ケ. その他当社が次条(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

② 第2条(1)②または③による場合

- ア. 責任期間中または責任期間終了後48時間以内に発病し、かつ、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始したことおよび疾病の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
- イ. 第2条(2)①から③までの費用の支払を証明する領収書または当社と提携する機関からのその費用の請求書
- ウ. 被保険者の印鑑証明書
- エ. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注3)
- オ. その他当社が次条(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 第2条(7)の規定により被保険者が当社と提携する機関への保険金の支払を当社に求める場合を含みます。

(注2) やむを得ない場合には、第三者とします。

(注3) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

- (3) (2)の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容(注)の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。

(注) 既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。

- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、当会社は、これによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 普通保険約款第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (6) (5)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) 当会社は、事故の内容または傷害もしくは疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(7)の規定に違反した場合または(2)、(3)、(5)もしくは(7)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用の発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、第2条(1)の費用の額、事故と費用の額との関係、治療の経過および内容

- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から⑤までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①から⑤までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第8条(時効)

保険金請求権は、第6条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算

して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第9条 (代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)①から③までの費用が生じたことにより被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が費用の全額を保険金として支払った場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)もしくは(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。
- (4) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条 (普通保険約款の適用除外)

この補償条項において、普通保険約款第1条(用語の定義)の規定中「保険金」の定義、第3条(保険金を支払わない場合—その1)、第4条(保険金を支払わない場合—その2)、第29条(事故の通知)、第30条(保険金の請求)、第31条(保険金の支払時期)、第33条(時効)および第34条(代位)の規定は適用しません。

第11条 (普通保険約款の読み替え)

この補償条項において、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条(被保険者の範囲)(2)の規定中「傷害の原因となった事故発生時」とあるのは「傷害の原因となった事故発生時または発病時」
- ② 第12条(他の身体の障害または疾病の影響)(1)の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った」とあるのは「年間海外旅行保険特約第2章治療費用補償条項第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被ったまたは疾病の発病の」、「同条の傷害を被った」とあるのは「同条の傷害を被ったまたは疾病の発病の」、「事故」とあるのは「事故等」、「傷害が重大となった場合」とあるのは「傷害または疾病が重大となった場合」、同条(2)の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合」とあるのは「年間海外旅行保険特約第2章治療費用補償条項第2条(保険金を支払う場合)の傷害または疾病が重大となった場合」

- ③ 第13条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「生じた事故による傷害または発病した疾病」
- ④ 第14条（告知義務）（3）③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「年間海外旅行保険特約第2章治療費用補償条項第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前または疾病の発病前に」、同条（4）の規定中「傷害の発生した」とあるのは「傷害の発生したまたは疾病の発病」、同条（5）の規定中「発生した傷害」とあるのは「発生した傷害または発病した疾病」
- ⑤ 第21条（重大事由による解除）（1）の規定中「傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと」とあるのは「傷害を生じさせ、もしくは生じさせようとしたこと、または疾病を発病させ、もしくは発病させようとしたこと」
- ⑥ 第21条（重大事由による解除）（2）の規定中「被保険者に生じた傷害」とあるのは「被保険者に生じた傷害または被保険者が発病した疾病」
- ⑦ 第21条（重大事由による解除）（3）の規定中「傷害（注1）の発生」とあるのは「傷害（注1）の発生または疾病（注1）の発病」、「発生した傷害（注1）」とあるのは「発生した傷害（注1）または発病した疾病（注1）」、「家族に生じた傷害」とあるのは「家族に生じた傷害または家族が発病した疾病」、「被保険者に生じた傷害」とあるのは「被保険者に生じた傷害またはその被保険者が発病した疾病」
- ⑧ 第25条（保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）、（7）および（9）の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「生じた事故による傷害または発病した疾病」
- ⑨ 第32条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）の規定中「第29条（事故の通知）」とあるのは「年間海外旅行保険特約第2章治療費用補償条項第5条（傷害発生または疾病の発病の通知）」、「第30条（保険金の請求）」とあるのは「年間海外旅行保険特約第2章治療費用補償条項第6条（保険金の請求）」

第3章 傷害死亡・後遺障害追加払い補償条項

第1条（用語の定義）

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
責任期間	第7章基本条項第2条（保険責任の始期および終期）に規定する責任期間をいいます。
追加保険金額	保険証券記載の追加死亡・後遺障害保険金額をいいます。

用語	定義
保険金	追加死亡保険金または追加後遺障害保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者の責任期間中における普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害に対して、この補償条項、第7章基本条項および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が追加死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
- ⑩ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑪ ⑨および⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染

（注1） 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 使用済燃料を含みます。

(注6) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当社は、被保険者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条 (保険金を支払わない場合—その2)

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者の職業が普通保険約款別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条 (追加死亡保険金の支払)

- (1) 当社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、追加保険金額の全額(注)を追加死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(注) 既に支払った追加後遺障害保険金がある場合は、追加保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

- (2) 普通保険約款第35条(死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により追加死亡保険金

を死亡保険金受取人に支払います。

- (3) 普通保険約款第35条（死亡保険金受取人の変更）（9）の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により追加死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条（追加後遺障害保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者がこの補償条項第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を追加後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。

追加保険金額 × 別表2に掲げる割合 = 追加後遺障害保険金の額

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を追加後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表2に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害に対しては、当社は、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表2の各項に掲げる区分に準じ、追加後遺障害保険金額を決定します。ただし、別表2の1. (3)、(4)、2. (3)、4. (4) および5. (2) に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、追加後遺障害保険金を支払いません。
- (4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し(1)から(3)までの規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表2の7. から9. までに掲げる上肢（注1）または下肢（注2）の後遺障害に対しては、1肢ごとの追加後遺障害保険金は追加保険金額の60%をもって限度とします。
- （注1）腕および手をいいます。
- （注2）脚および足をいいます。
- (5) 既に身体に障害のあった被保険者がこの補償条項第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表3のいずれかに該当した場合は、加重された後の後遺障害の状態に対応する別表2に掲げる割合を適用して、追加後遺障害保険金を支払います。ただし、既存障害（注）がこの特約に基づく追加後遺障害保険金の支払を受けたものである場合は、次の割合により追加後遺障害保険金を支払います。

加重された後の後遺障害 — 既存障害（注）
の状態に対応する割合 — に対応する割合 = 適用する割合

（注）既にあった身体の障害をいいます。

第7条（保険金の請求）

- (1) この補償条項にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。
 - ① 追加死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 追加後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款別表6に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（時効）

保険金請求権は、前条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第9条（普通保険約款の適用除外）

この補償条項において、普通保険約款第1条（用語の定義）の規定中「保険

金」の定義、第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第4条（保険金を支払わない場合—その2）、第30条（保険金の請求）および第33条（時効）の規定は適用しません。

第10条（普通保険約款の読み替え）

この補償条項において、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第10条（当会社の責任限度額）の規定中「死亡保険金」とあるのは「追加死亡保険金」、「後遺障害保険金」とあるのは「追加後遺障害保険金」
- ② 第31条（保険金の支払時期）の規定中「前条（2）および（3）」とあるのは、「年間海外旅行保険特約第3章傷害死亡・後遺障害追加払い補償条項第7条（保険金の請求）（2）および（3）」
- ③ 第32条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）の規定中「第30条（保険金の請求）」とあるのは、「年間海外旅行保険特約第3章傷害死亡・後遺障害追加払い補償条項第7条（保険金の請求）」

第4章 個人賠償責任補償条項

第1条（用語の定義）

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物の破損	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。
宿泊施設	ホテル、旅館、民宿、ペンション等の宿泊することができる施設をいいます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
責任期間	第7章基本条項第2条（保険責任の始期および終期）に規定する責任期間をいいます。
保険金	賠償責任保険金をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が責任期間中に生じた偶然な事故（注）により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この補償条項、第7章基本条項および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

（注）以下この補償条項において「事故」といいます。

第3条（支払保険金の範囲）

当社が支払う保険金の範囲は、次のいずれかに該当するものに限ります。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金
- ② 前条の事故が発生した場合において、被保険者が第7条（事故の発生）（1）②に規定する第三者に対する求償権の保全もしくは行使またはその他の損害を防止もしくは軽減するために要した必要または有益な費用
- ③ ②の損害を防止もしくは軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当社の書面による同意を得た費用
- ④ 被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ⑤ 第8条（当社による解決）（1）に規定する当社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ ②および③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染

（注1） 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3） 使用済燃料を含みます。

（注4） 原子核分裂生成物を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② もっぱら被保険者の職務に用いられる動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任

- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者である場合には、保険金を支払います。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者と同居する親族（注1）および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次に掲げる損害については、保険金を支払います。
 - ア. ホテル等の宿泊施設の客室（注2）に与えた損害
 - イ. 住宅等の居住施設内の部屋（注3）に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。
 - ウ. 賃貸業者から保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害
- ⑧ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑨ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑩ 航空機（注4）、船舶（注5）、車両（注6）、銃器（注7）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - （注1）旅行のために一時的に別居する親族を含みます。
 - （注2）客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。
 - （注3）部屋内の動産を含みます。
 - （注4）グライダーおよび飛行船を除きます。
 - （注5）原動力がもっぱら人力であるもの、ヨットおよび水上オートバイを除きます。
 - （注6）原動力がもっぱら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。
 - （注7）空気銃を除きます。

第6条（保険金の支払額）

当社が支払うべき保険金の額は、次のそれぞれの金額の合計額とします。

- ① 1回の事故につき、損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故につき、保険金額を支払の限度とします。
- ② 第3条（支払保険金の範囲）②から⑤までの費用については、その全額。ただし、同条④の費用は、1回の事故につき、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{第3条④の費用の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{第3条①の損害賠償金の額}} = \text{第3条④の費用の支払額}$$

第7条（事故の発生）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の破損が発生したことを知った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は次に掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その住所、氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知を求めた場合は、これに応じなければなりません。
 - ② 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとり、その他損害を防止または軽減するために必要な一切の手段を講ずること。
 - ③ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。
 - ④ 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合は、ただちに書面により当会社に通知すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なく
- (1) ①から④までに規定する義務に違反した場合は、当社は、(1) ①および④のときはそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。また(1) ②の場合は防止または軽減することができたと認められる損害額を、(1) ③の場合は損害賠償責任がないと認められる部分を、それぞれ差し引いて保険金を支払います。

第8条（当社による解決）

- (1) 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による協力に応じない場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

- (1) この補償条項にかかる保険金の当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 第3条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金については、損害賠償金の額が確定した時

- ② 同条②から⑤までの費用については、被保険者が費用を負担した時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 当社の定める事故状況報告書
 - ② 示談書その他これに代わるべき書類
 - ③ 損害を証明する書類
 - ④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 (注)
- ⑤ その他当社が次条 (1) に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (注) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。
- (3) (2) の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容 (注) の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。
- (注) 既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (3) の規定に違反した場合は、当社は、これによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者 (注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者 (注) または②以外の3親等内の親族
- (注) 普通保険約款第1条 (用語の定義) の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (6) (5) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (7) 当社は、事故の内容または損害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。

この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(7)の規定に違反した場合または(2)、(3)、(5)もしくは(7)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条 (保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注) からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、第2条(保険金を支払う場合)の損害の発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、第2条の損害の額、事故と損害の額との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から⑤までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①から⑤までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第11条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条(支払保険金の範囲)の損害賠償金および費用の合計額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
第3条の損害賠償金および費用の合計額(注)から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第12条 (時効)

保険金請求権は、第9条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第13条 (代位)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額

を差し引いた額

- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)もしくは(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。
- (4) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条 (個別適用)

この補償条項の規定は、第6条(保険金の支払額)の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第15条 (先取特権)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(注) 第3条(支払保険金の範囲)の費用に対する保険金請求権を除きます。

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合(注1)

- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合(注2)

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第3条(支払保険金の範囲)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第16条 (損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険証券記載の保険金額が、前条(2)②または③の規定により損害賠償請

求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第3条（支払保険金の範囲）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第17条（普通保険約款の適用除外）

この補償条項において、普通保険約款第1条（用語の定義）の規定中「保険金」の定義、第3条（保険金を支払わない場合—その1）、第4条（保険金を支払わない場合—その2）、第29条（事故の通知）、第30条（保険金の請求）、第31条（保険金の支払時期）、第33条（時効）および第34条（代位）の規定は適用しません。

第18条（普通保険約款の読み替え）

この補償条項において、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（被保険者の範囲）（2）の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ② 第13条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「傷害に対しては」とあるのは「損害に対しては」
- ③ 第14条（告知義務）（3）③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「年間海外旅行保険特約第4章個人賠償責任補償条項第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生する前に」
- ④ 第14条（告知義務）（4）および（5）の規定中「傷害」とあるのは「年間海外旅行保険特約第4章個人賠償責任補償条項第2条（保険金を支払う場合）の事故」
- ⑤ 第21条（重大事由による解除）（1）および（2）の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ⑥ 第25条（保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）、（7）および（9）の規定中「傷害」とあるのは「損害」

第19条（重大事由解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第21条（3）の規定を次のとおり読み替え、（4）の規定を追加してこの特約に適用します。

- 〔（3）（1）または（2）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。〕
- （4） 保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、次の損害については適用しません。
- ①（1）③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じ

支払います。

① 被保険者が死亡した場合で、かつ、次のいずれかに該当した場合

ア. 責任期間中に被った普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

イ. 疾病（注1）または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡した場合

ウ. 責任期間中に発病した疾病（注1）を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限りです。

エ. 責任期間中に被保険者が自殺行為を行った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

② 被保険者が入院した場合で、次のいずれかに該当した場合

ア. 責任期間中に被った普通保険約款第2条の傷害を直接の原因として入院した場合。ただし、次条②ア、③ア、④、⑤および⑥アの費用を支払うのは継続して7日以上入院した場合に限りです。

イ. 責任期間中に発病し、かつ、治療を開始した疾病（注1）（注2）を直接の原因として入院した場合。ただし、次条②ア、③ア、④、⑤および⑥アの費用を支払うのは継続して7日以上入院した場合に限りです。

③ 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機（注3）もしくは船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または被保険者が山岳登山（注4）中に遭難した場合

④ 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な搜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合

（注1）妊娠、出産、早産および流産を含みません。

（注2）妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。

（注3）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注4）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(2) (1) ①または②における発病の認定は、被保険者以外の医師の診断によります。

(3) (1) ③の山岳登山（注）中の被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が下山予定期日後48時間を経過しても下山しなかった場合は、保険契約者または被保険者の親族もしくはこれらに代わる者が次のいずれかに該当するものに対して、被保険者の搜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。

- ① 警察署その他の公的機関
- ② サルベージ会社または航空会社
- ③ 遭難救助隊

(注) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

- (4) (1)の規定にかかわらず、保険契約者等(注)が当会社と提携する機関から次条①から⑥までに掲げる費用の請求を受けた場合において、保険契約者等(注)がその機関への保険金の支払を当会社に求めた場合は、当会社は、保険契約者等(注)がその費用を(1)の費用として負担したものとみなして保険金をその機関に支払います。

(注) 保険契約者、被保険者または被保険者の親族をいいます。

第3条（費用の範囲）

前条（1）の費用とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。ただし、次の①から⑥までに掲げる費用のうち第2章治療費用補償条項第2条（保険金を支払う場合）（2）により支払われるべき費用がある場合は、その額については除きます。

① 捜索救助費用

遭難した被保険者を捜索(注1)する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。

② 航空運賃等交通費

航空運賃等交通費とは次に掲げるものをいいます。

ア. 救援者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃をいい、被災者1名につき救援者3名分を限度とします。ただし、前条（1）④の場合において、被災者の生死が判明した後または被災者の緊急な捜索(注1)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

イ. 前条（1）①から④までのいずれかに該当したことにより、当初の旅行行程を離脱した場合において、付添者が当初の旅行行程に復帰するためまたは直接帰国(注2)するために、被保険者が現実に出した付添者の船舶、航空機等の運賃をいいます。ただし、これらにより被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から除きます。

③ ホテル客室料

ア. 現地および現地までの行程における救援者のホテル等の宿泊施設(注3)の客室料をいい、被災者1名につき救援者3名分を限度とし、かつ、救援者1名につき14日分を限度とします。ただし、前条（1）④の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(注1)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

イ. 前条（1）①から④までのいずれかに該当したことにより、当初の旅行行程を離脱した場合において、付添者が捜索(注1)、看護または事

故処理を行うために、被保険者が現実に支出した付添者の当初の旅行行程に復帰するためまたは直接帰国（注2）するまでのホテル（注3）客室料をいい、14日分を限度とします。ただし、これらにより被保険者が払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額については費用の額から除きます。

④ 移送費用

死亡した被災者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被災者を現地から保険証券記載の被保険者の住所もしくはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（注4）をいいます。ただし、被災者が払戻しを受けた帰国（注2）のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国（注2）のための運賃はこの費用の額から除きます。

⑤ 遺体処理費用

死亡した被保険者の遺体の処理費用をいい、被災者1名につき100万円を限度とします。

⑥ 諸雑費

諸雑費とは、次に掲げるものをいい、合計して、40万円を限度とします。

ア. 救援者の渡航手続費（注5）および救援者または被災者が現地において支出した交通費、国際電話料等通信費等

イ. 被保険者が現地において支出した交通費、国際電話料等通信費等

（注1） 搜索、救助または移送をいいます。

（注2） 最終目的地への到着をいいます。

（注3） 居住施設を除きます。

（注4） 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。

（注5） 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって第2条（保険金を支払う場合）（1）①から④までのいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失。ただし、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）（1）①エに該当した場合には、保険金を支払います。

② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、被保険者が第2条（1）①エに該当した場合には、保険金を支払います。

④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

ただし、責任期間中において、被保険者が法令に定められた運転資格（注2）を持たないで、または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間に第2条（1）①アに該当した場合には、保険金を支払います。

⑤ 被保険者に対する刑の執行

⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）

⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑧ ⑥および⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）運転する地における法令によるものをいいます。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第2条（保険金を支払う場合）（1）②に該当したことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間にこの補償条項第2条（保険金を支払う場合）（1）②から④のいずれかに該当したことにより費用が発生した場合には、保険金を支払いません。

第6条（保険金の支払）

当会社は、第3条（費用の範囲）の費用のうち、社会通念上妥当な部分につ

いてのみ保険金を支払います。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。

第7条（当社の責任限度額）

当社がこの保険契約に基づいて支払うべき保険金の額は保険期間を通じ、救済費用等保険金額をもって限度とします。

第8条（事故の通知）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1) ①から④までのいずれかに該当した場合には、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、同条(1) ①から④までのいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に次に掲げる事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ① 第2条(1) ①または②の場合は、事故発生状況および傷害の程度または疾病の発病状況および経過
 - ② 同条(1) ③または④の場合は、行方不明もしくは遭難または事故発生状況
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1) ①および②に規定する義務に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

- (1) この補償条項にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合（注1）は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1) ①から④までのいずれかに該当したことを証明する書類
 - ② 保険金の支払を受けようとする第3条（費用の範囲）①から⑥までに掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類または当社と提携する機関からのその費用の請求書
 - ③ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）
 - ④ その他当社が次条(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- （注1）第2条(4)の規定により保険契約者、被保険者または被保険者の

親族が当会社と提携する機関への保険金の支払を当会社に求める場合を含みます。

(注2) 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

- (3) (2) の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容 **(注)** の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。

(注) 既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。

- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、当会社は、これによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者 **(注)**

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者 **(注)** または②以外の3親等内の親族

(注) 普通保険約款第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (6) (5) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

- (7) 当会社は、事故の内容または傷害もしくは疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(7)の規定に違反した場合または(2)、(3)、(5)もしくは(7)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日 **(注)** からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用の発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、第2条（1）の費用の額、事故と費用の額との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（5）の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日**(注1)**からその日を含めて次に掲げる日数**(注2)**を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から⑤までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会**(注3)** 180日
- ② (1)①から⑤までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（5）の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合**(注)**には、これにより確認が遅延した期間につ

いては、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第11条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条 (保険金を支払う場合) (1) の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条 (費用の範囲) の費用の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第12条 (時効)

保険金請求権は、第9条 (保険金の請求) (1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第13条 (代位)

(1) 第2条 (保険金を支払う場合) (1) の費用が生じたことにより保険契約者、被保険者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が費用の全額を保険金として支払った場合
保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに保険契約者、被保険者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)もしくは(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(4) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条 (個別適用)

この補償条項の規定は、第7条 (当社の責任限度額) および第16条 (普通

保険約款の読み替え) ⑧の規定により読み替えられた普通保険約款第25条(保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(7)の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第15条 (普通保険約款の適用除外)

この補償条項において、普通保険約款第1条(用語の定義)の規定中「入院」および「保険金」の定義、第3条(保険金を支払わない場合—その1)、第4条(保険金を支払わない場合—その2)、第29条(事故の通知)、第30条(保険金の請求)、第31条(保険金の支払時期)、第33条(時効)ならびに第34条(代位)の規定は適用しません。

第16条 (普通保険約款の読み替え)

この補償条項において、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条(被保険者の範囲)(2)の規定中「傷害の原因となった事故発生時」とあるのは「年間海外旅行保険特約第5章救援者費用等補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)の行方不明、遭難または事故の発生時」
- ② 第13条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「年間海外旅行保険特約第5章救援者費用等補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)①から④までのいずれかに該当したことにより発生した費用」
- ③ 第14条(告知義務)(3)③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「年間海外旅行保険特約第5章救援者費用等補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)①から④までのいずれかに該当する前に」
- ④ 第14条(告知義務)(4)の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「年間海外旅行保険特約第5章救援者費用等補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)①から④までのいずれかに該当した後に」
- ⑤ 第14条(告知義務)(5)の規定中「発生した傷害」とあるのは「発生した費用」
- ⑥ 第21条(重大事由による解除)(1)の規定中「傷害」とあるのは「年間海外旅行保険特約第5章救援者費用等補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)①から④までのいずれかに該当したことによる費用」
- ⑦ 第25条(保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「年間海外旅行保険特約第5章救援者費用等補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)①から④までのいずれかに該当したことにより発生した費用」
- ⑧ 第25条(保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(7)および(9)の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「年間海外旅行保険特約第5章救援者費用等補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)①から④のいずれかに

該当したことにより発生した費用]

- ⑨ 第32条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）の規定中「第29条（事故の通知）」とあるのは「年間海外旅行保険特約第5章 救援者費用等補償条項第8条（事故の通知）」、「第30条（保険金の請求）」とあるのは「同補償条項第9条（保険金の請求）」

第17条（重大事由による解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第21条（2）および（3）の規定を次のとおり読み替え、（4）の規定を追加してこの特約に適用します。

- 〔（2）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。〕
- ① 本人が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - ② 本人以外の被保険者が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - ③ 保険金を受け取るべき者が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- （注）①の事由がある場合には、その家族に係る部分に限り、②の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限り、③の事由がある場合には、その保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。
- （3）（1）または（2）の規定による解除が年間海外旅行保険特約第5章 救援者費用等補償条項第2条（保険金を支払う場合）（1）①から④までに掲げる事由が発生した後になされた場合であっても、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①から③の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （4）保険契約者等（注）が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者等（注）が負担した費用については適用しません。
- （注）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者をいいます。〕

第6章 携行品損害補償条項

第1条（用語の定義）

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
支払責任額	それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

用語	定義
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（注）、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。 （注）定期券は除きます。
責任期間	第7章基本条項第2条（保険責任の始期および終期）に規定する責任期間をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の目的物の価額をいいます。
保険金	携行品損害保険金をいいます。
保険の目的物	補償の対象となる物をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が責任期間中に生じた偶然な事故（注）によって保険の目的物について被った損害に対して、この補償条項、第7章基本条項および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

（注）以下この補償条項において「事故」といいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った損害に限ります。
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
- ⑤ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- ⑥ ④および⑤の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合は保険金を支払います。
- ⑨ 保険の目的物の瑕疵。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の目的物を管理する者が、相当の注意をもってしても発見しえなかった瑕疵によって生じた損害に対しては、保険金を支払います。
- ⑩ 保険の目的物の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ喰い、虫喰い等
- ⑪ 保険の目的物の擦傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の目的物の機能に支障をきたさない損傷
- ⑫ 偶然的な外来の事故に直接起因しない保険の目的物の電気的事故または機械的事故。ただし、これらによって発生した火災による損害に対しては、保険金を支払います。
- ⑬ 保険の目的物である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の目的物に生じた損害については保険金を支払います。
- ⑭ 保険の目的物の置き忘れまたは紛失
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注5) 使用済燃料を含みます。
- (注6) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (保険の目的物およびその範囲)

- (1) 保険の目的物は、被保険者が責任期間中に携行する被保険者所有の身の回り品に限ります。
- (2) (1) の身の回り品が居住施設内 (注) にある間は、保険の目的物に含まれません。
- (注) 居住施設が一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。
- (3) (1) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する物は、保険の目的物に含まれません。
- ① 船舶 (注1)、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品
- ② 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物

- ③ 動物および植物
- ④ 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、乗車券等については保険の目的物に含まれます。
- ⑤ 預金証書または貯金証書（注2）、クレジットカード、運転免許証その他これらに類する物。ただし、旅券については保険の目的物に含まれます。
- ⑥ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物
- ⑦ 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
- ⑧ その他保険証券記載の物
 - （注1）ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。
 - （注2）通帳および現金自動支払機用カードを含みます。

第5条（損害額の範囲）

- （1）当会社が保険金を支払うべき損害額は、その保険価額によって定めます。
- （2）保険の目的物の損傷を修繕し得る場合においては、保険の目的物を損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落（注）は損害額に含めません。
 - （注）格落損をいいます。
- （3）保険の目的物が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の目的物全体の価値に及ぼす影響を考慮し、（1）および（2）の規定によって損害額を定めます。
- （4）第7条（損害の発生）（3）の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用およびこの条の（1）から（3）までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
- （5）（1）から（4）までの規定による計算された損害額が、その損害の生じた保険の目的物の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。
- （6）（1）から（5）までの規定にかかわらず、保険の目的物が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した第7条（損害の発生）（3）の費用の合計額を損害額とします。
- （7）（1）から（5）までの規定にかかわらず、保険の目的物が旅券の場合には、次のいずれかに該当する費用を損害額とします。ただし、1回の事故について5万円を限度とします。
 - ① 旅券の再取得費用
 - 旅券の再発給を受けた場合には、再取得に要した次に掲げる費用
 - ア. 事故の生じた地から旅券再発給地（注1）へ赴く被保険者の交通費
 - イ. 領事館に納付した再発給手数料および電信料
 - ウ. 旅券再発給地（注1）における被保険者のホテル客室料
 - ② 渡航書の取得費用
 - 旅券の再発給に替えて渡航書の発給を受けた場合には、取得に要した次

に掲げる費用

ア. 事故の生じた地から渡航書発給地（注2）へ赴く被保険者の交通費

イ. 領事館に納付した発給手数料

ウ. 渡航書発給地（注2）における被保険者のホテル客室料

（注1）再発給を受ける最寄りの在外公館所在地をいいます。

（注2）発給を受ける最寄りの在外公館所在地をいいます。

- (8) 保険の目的物の1個、1組または1対について損害額が10万円を超える場合は、当会社は、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、保険の目的物が乗車券等である場合において、保険の目的物の損害額の合計額が5万円を超える場合は、当会社は、そのものの損害額を5万円とみなします。

第6条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、前条の損害額から、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。ただし、保険金額（注）をもって、1責任期間の損害に対する支払の限度とし、かつ保険証券記載の保険期間を通じて保険金額（注）の2倍を保険期間中の支払の限度とします。

（注）保険証券記載の責任期間ごとの保険金額をいいます。

第7条（損害の発生）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険の目的物について第2条（保険金を支払う場合）の損害が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① 損害の防止または軽減につとめること。
 - ② 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名を、遅滞なく、当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ③ 被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行わなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく
- (1) ①から③までに規定する義務に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する費用を支払います。
- ① (1) ①の損害の防止または軽減のために要した費用のうちで当会社が必要または有益であったと認めたもの
 - ② (1) ③の手続のために必要な費用

第8条（保険金の請求）

- (1) この補償条項にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の損害の額が確定した時から発生し、これを行することができるものとします。

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 当社の定める事故状況報告書
 - ② 警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書
 - ③ 保険の目的物の損害の程度を証明する書類
 - ④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 **(注)**
 - ⑤ その他当社が普通保険約款第31条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (注)** 保険金の請求を第三者に委任する場合とします。
- (3) (2) の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容 **(注)** の確認について、書面をもって事実を告げなければなりません。
- (注)** 既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、当社は、これによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者 **(注)**
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者 **(注)** または②以外の3親等内の親族
- (注)** 普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (6) (5) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (7) 当社は、事故の内容または損害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協

力をしなければなりません。

- (8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(7)の規定に違反した場合または(2)、(3)、(5)もしくは(7)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条 (被害物の調査)

- (1) 保険の目的物について損害が生じた場合は、当会社は、保険の目的物および損害の調査と関連して当社が必要と認める事項を調査することができます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による調査に協力しなかった場合は、当会社は、保険金を支払いません。

第10条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第5条(損害額の範囲)の損害額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合

第5条の損害額(注)から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条 (残存物の帰属)

当社が保険金を支払った場合は、保険の目的物の残存物は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、被保険者の所有に属するものとします。

第12条 (時効)

保険金請求権は、第8条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第13条 (代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当社が損害の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額

を差し引いた額

- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当社が取得する(1)もしくは(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。
- (4) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条 (個別適用)

この補償条項の規定は、第6条(保険金の支払額)の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第15条 (普通保険約款の適用除外)

この補償条項において、普通保険約款第1条(用語の定義)の規定中「保険金」の定義、第3条(保険金を支払わない場合—その1)、第4条(保険金を支払わない場合—その2)、第29条(事故の通知)、第30条(保険金の請求)、第31条(保険金の支払時期)(2)③、第33条(時効)および第34条(代位)の規定は適用しません。

第16条 (普通保険約款の読み替え)

この補償条項において、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条(被保険者の範囲)(2)の規定中「傷害の原因となった事故発生時」とあるのは「年間海外旅行保険特約第6章携行品損害補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害の原因となった事故発生時」
- ② 第13条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「傷害に対しては」とあるのは「損害に対しては」
- ③ 第14条(告知義務)(3)③の規定中「第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「年間海外旅行保険特約第6章携行品損害補償条項第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生する前に」
- ④ 第14条(告知義務)(4)および(5)の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ⑤ 第21条(重大事由による解除)の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ⑥ 第25条(保険料の返還または請求—本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(2)、(7)および(9)の規定中「傷害」とあるのは「損害」
- ⑦ 第31条(保険金の支払時期)の規定中「前条(2)および(3)の規定による手続」とあるのは「年間海外旅行保険特約第6章携行品損害補償条項第8条(保険金の請求)(2)および(5)の規定による手続」、同条(1)①の規定中「傷害」とあるのは「損害」、同条(1)③の規定中

「傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容」とあるのは「損害の額および事故と損害との関係」、同条（２）②の規定中「医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会」とあるのは「専門機関による鑑定等の結果の照会」

第7章 基本条項

第1条（用語の定義）

この基本条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
初度契約	継続契約以外のこの特約を付帯した家族傷害保険普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
責任期間	次条に規定する責任期間をいいます。
旅行期間	被保険者が、海外旅行の目的をもって住居を出発した時から住居に帰着するまでの間をいいます。
旅行行程	被保険者が、海外旅行の目的をもって住居を出発した時から住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。

第2条（保険責任の始期および終期）

- (1) この特約の責任期間は、保険期間中に被保険者が開始した旅行の旅行期間中をいい、住居を出発した日から起算して90日間を限度とします。ただし、被保険者の旅行期間が保険期間の末日の午後4時を経過した場合においても終了していない場合には、この特約の責任期間は、保険期間の末日の午後4時または住居を出発した日から起算して90日目の午後12時とのどちらか早い時刻に終わります。
- (2) (1) のただし書の規定にかかわらず、この保険契約が継続される場合には、この特約における(1)の責任期間は継続されるものとし、いかなる場合においても住居を出発した日から起算して90日間を限度とします。
- (3) (1) および(2)において、被保険者の旅行の最終目的地への到着が次のいずれかに該当する事由により遅延した場合には、この特約の責任期間の終期は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、72時間を限度として延長されるものとし、
 - ① 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関（注）のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休
 - ② 交通機関（注）の搭乗予約受付業務に瑕疵があったことによる搭乗不能
 - ③ 被保険者が治療を受けたこと。

（注）航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。
- (4) (1) または(2)において被保険者の旅行の最終目的地への到着が、被保険者が次のいずれかに該当したことにより遅延した場合には、保険責任の

終期はその事由により到着が通常遅延すると認められる期間で、かつ、7日間を限度として延長されるものとします。ただし、被保険者が保険期間の末日の翌日から7日以内に旅行の最終目的地へ到着した場合は、その被保険者に対する当会社の保険責任は、その被保険者が住居（注1）に帰着した時に終わります。

- ① 被保険者が死亡した場合で、次のいずれかに該当したとき。ただし、発病の認定は被保険者以外の医師の診断によります。
 - ア. 責任期間中に被った普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
 - イ. 疾病（注2）または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡した場合
 - ウ. 責任期間中に発病した疾病を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限りです。
 - エ. 責任期間中に被保険者が自殺行為を行った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
 - ② 被保険者が入院（注3）した場合で、次のいずれかに該当したとき。ただし、発病の認定は被保険者以外の医師の診断によります。
 - ア. 責任期間中に被った普通保険約款第2条に傷害を直接の原因として入院（注3）（注4）した場合
 - イ. 責任期間中に発病した疾病（注2）（注5）を直接の原因として入院（注3）（注4）した場合。ただし、責任期間中に治療を開始していた場合に限りです。
 - ③ 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または被保険者が山岳登山（注6）中に遭難した場合。なお、山岳登山中の被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が下山予定日後48時間を経過しても下山しなかったときは、保険契約者または被保険者の親族もしくはこれらに代わる者が次に掲げるものいずれかに対して、被保険者の捜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。
 - ア. 警察署その他の公的機関
 - イ. サルベージ会社または航空会社
 - ウ. 遭難救助隊
 - ④ 責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
- （注1）被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。
（注2）妊娠、出産、早産および流産を含みません。
（注3）治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院ま

たは診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(注4) 他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のために医師が必要と認めた場合に限りです。

(注5) 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。

(注6) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(5) (3) および (4) の場合のほか、被保険者の旅行の最終目的地への到着が次に掲げる事由のいずれかが責任期間中に発生したことにより遅延した場合には、その時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要した時間で、かつ、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間を限度として、責任期間の終期は延長されるものとします。

① 被保険者が乗客として搭乗している交通機関（注）または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束

② 被保険者に対する公権力による拘束

③ 被保険者が誘拐されたこと。

（注）航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。

(6) (1) から (5) までの規定にかかわらず、当会社は、次のいずれかに掲げる傷害（注1）、疾病（注2）、損害（注3）または費用（注4）に対しては、この特約による保険金を支払いません。

① 保険料領収前に生じた傷害、疾病、損害または費用

② 責任期間開始前または責任期間終了後に生じた傷害、疾病、損害または費用

（注1）傷害の原因となった事故を含みます。

（注2）被保険者以外の医師の診断による発病および疾病死亡を含みます。

（注3）損害の原因となった事故を含みます。

（注4）費用の原因となった事故を含みます。

(7) この特約における時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第3条（保険期間と支払責任の関係）

(1) この特約が付帯されている保険契約が初度契約である場合において、傷害（注1）、疾病（注2）、損害（注3）または費用（注4）が生じた時が、保険期間の開始時より前である場合は、当会社は、保険金を支払いません。

（注1）傷害の原因となった事故を含みます。

（注2）被保険者以外の医師の診断による発病および疾病死亡を含みます。

（注3）損害の原因となった事故を含みます。

（注4）費用の原因となった事故を含みます。

(2) この保険契約が継続契約である場合において、傷害(注1)、疾病(注2)、損害(注3)または費用(注4)が生じた時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の開始時より前である場合は、当会社は保険金を支払いません。

(注1) 傷害の原因となった事故を含みます。

(注2) 被保険者以外の医師の診断による発病および疾病死亡を含みます。

(注3) 損害の原因となった事故を含みます。

(注4) 費用の原因となった事故を含みます。

第4条(支払通貨および為替交換比率)

(1) 当会社がこの特約による保険金を支払うべき場合には、支払通貨(注)をもって行うものとします。

(注) 保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

(2) (1)の場合において、次のいずれかに該当するときは、保険金の支払額が確定した日の前日における保険金支払地の属する国の最有力為替銀行の交換比率により支払通貨(注)に換算します。ただし、保険金の支払額が確定した日の前日の交換比率と異なる交換比率により換算した通貨によって保険金支払の対象となる費用を支出していた旨の被保険者または保険金を受け取るべき者からの申出があり、かつ、その証明がなされた場合には、その交換比率により支払通貨(注)に換算することができません。

① 保険証券において保険金額または治療費用保険金額を表示している通貨と支払通貨(注)が異なる場合

② 当会社が治療費用保険金を支払うべき場合において、被保険者が現実に出した通貨と支払通貨(注)が異なる場合

(注) 保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表1

第1章疾病死亡危険補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)③および第2章治療費用補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)③の感染症とは次のものをいいます。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、コレラ、黄熱、回帰熱、コクシジオイデス症、デング熱、発疹チフス、マラリア、重症急性呼吸器症候群、新型コロナウイルス感染症(注)

(注) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症のうち、発病時点で次のいずれかに該当するものをいいます。

① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10

年法律第114号) 第1章第6条第7項第3号の新型コロナウイルス感染症に定められていること

② 同法第6条第8項の指定感染症に定められていること

別表2 後遺障害保険金支払区分表

1. 眼の障害	
(1) 両眼が失明した場合	100%
(2) 1眼が失明した場合	60%
(3) 1眼の矯正視力が0.6以下となった場合	5%
(4) 1眼が視野狭 ^ま 窄(正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。)となった場合	5%
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失った場合	80%
(2) 1耳の聴力を全く失った場合	30%
(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せない場合	5%
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残す場合	20%
4. 咀 ^く しゃく、言語の障害	
(1) 咀 ^く しゃくまたは言語の機能を全く廃した場合	100%
(2) 咀 ^く しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残す場合	35%
(3) 咀 ^く しゃくまたは言語の機能に障害を残す場合	15%
(4) 歯に5本以上の欠損を生じた場合	5%
5. 外貌(顔面・頭部・頸部をいう。)の醜 ^{ひが} 状	
(1) 外貌に著しい醜 ^{ひが} 状を残す場合	15%
(2) 外貌に醜 ^{ひが} 状(顔面においては直径2cmの癍 ^{はん} 痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。)を残す場合	3%
6. 脊柱の障害	
(1) 脊柱に著しい変形または著しい運動障害を残す場合	40%
(2) 脊柱に運動障害を残す場合	30%
(3) 脊柱に変形を残す場合	15%
7. 腕(手関節以上をいう。)、脚(足関節以上をいう。)の障害	
(1) 1腕または1脚を失った場合	60%
(2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃した場合	50%
(3) 1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合	35%
(4) 1腕または1脚の機能に障害を残す場合	5%
8. 手指の障害	
(1) 1手の母指を指節間関節以上で失った場合	20%

- (2) 1手の母指の機能に著しい障害を残す場合…………… 15%
- (3) 母指以外の1指を遠位指節間関節以上で失った場合…………… 8%
- (4) 母指以外の1指の機能に著しい障害を残す場合…………… 5%

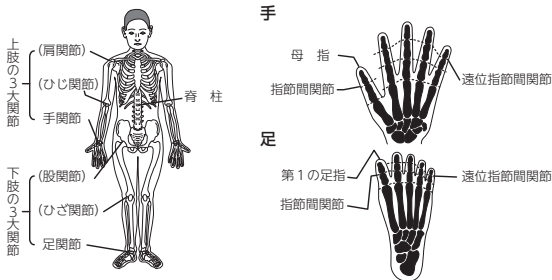
9. 足指の障害

- (1) 1足の第1の足指を指節間関節以上で失った場合…………… 10%
- (2) 1足の第1の足指の機能に著しい障害を残す場合…………… 8%
- (3) 第1の足指以外の1足指を遠位指節間関節以上で失った場合…………… 5%
- (4) 第1の足指以外の1足指の機能に著しい障害を残す場合…………… 3%

10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要する場合…………… 100%

注1 7. から9. までの規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表3 加重された後の後遺障害

1. 両眼が失明した場合
2. 両耳の聴力を全く失った場合
3. 両腕（手関節以上をいう。）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
4. 両脚（足関節以上をいう。）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
5. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合

注1 3. および4. の規定中「手関節」および「足関節」についてはこの特約別表1・注2の図に示すところによります。

注2 3. および4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

重症急性呼吸器症候群に関する追加補償特約 (年間海外旅行保険特約用)

当社は、この特約により、重症急性呼吸器症候群の発症については、年間海外旅行保険特約の次に掲げる規定中「48時間」とあるのは「10日」と読み替えて適用します。

- ① 第1章疾病死亡危険補償条項第2条（保険金を支払う場合）（1）②ただし書、②イおよび第5条（保険金の請求）（2）⑤
- ② 第2章治療費用補償条項第2条（保険金を支払う場合）（1）②および第6条（保険金の請求）（2）②ア

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

